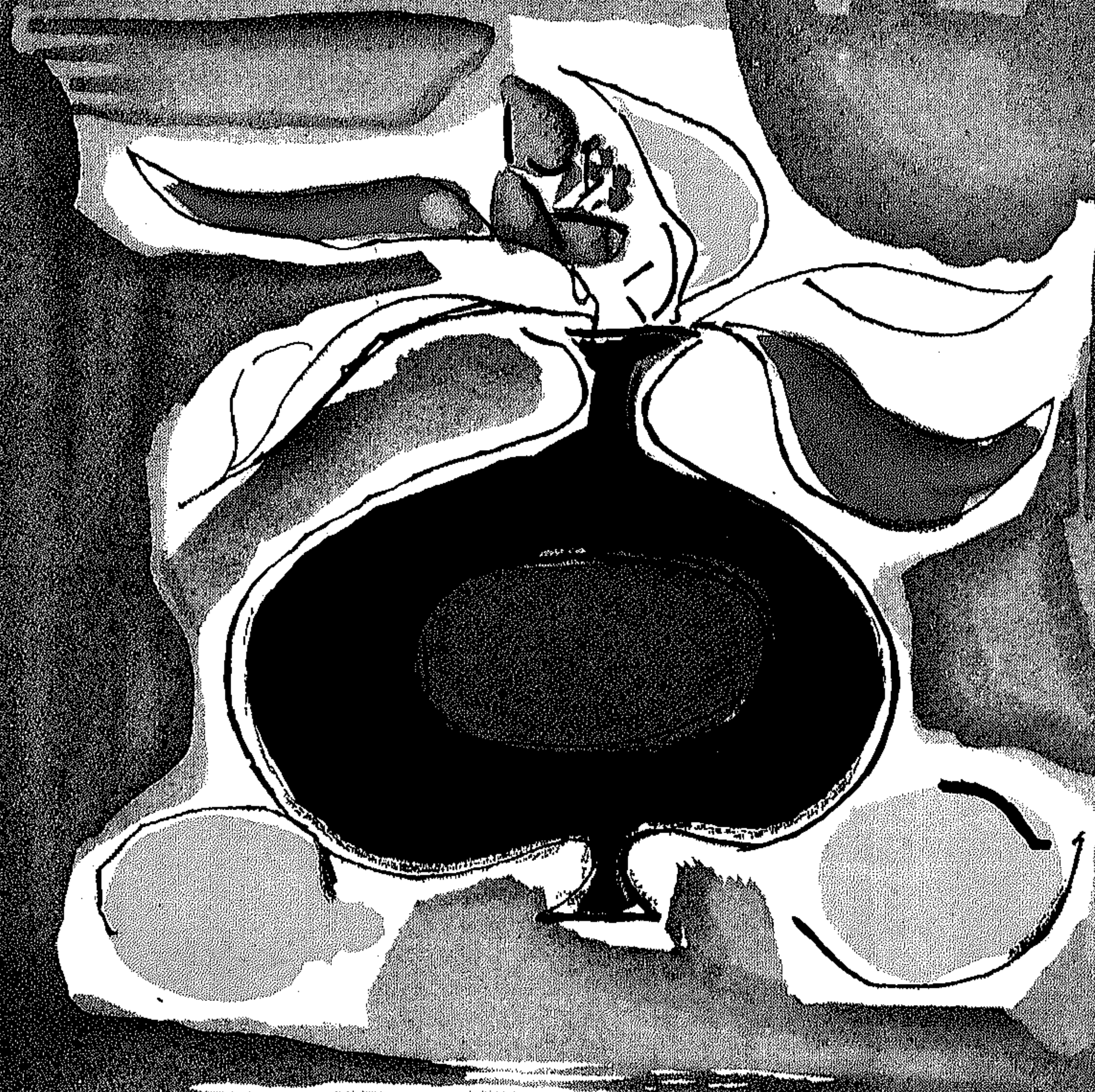


婦人少年



12 号

特集 未亡人の職業問題

婦人少年協会

A simple line drawing of a landscape. It features a series of rolling hills or mountains in the background. In the foreground, there are several stylized trees or bushes. The drawing is done in a minimalist, sketchy style with black lines on a white background.

△ 八大特色 △

- 1 日本応用心理学会と日本職業指導協会の責任編集にかかる、最も權威あるスタンダード。
- 2 職業指導主事の不可欠の指導書。
- 3 職業家庭科および社会科担当者にとっても貴重な参考書。
- 4 職業指導の諸分野にくまなくわたり、しかも体系化されている。
- 5 執筆者は、現在わが国最高の水準に立つ第一線の人たちである。
- 6 最新の資料をつかい、統計などを豊富にとりいれてある。
- 7 「わかりやすく」「よみやすく」「くわしく」をモットーとし、当用漢字、新かなづかいによつてゐる。
- 8 主要題目ごとに分冊になっていて、使用にきわめて便利である。

田	桐	菊	河	大	淡	編輯顧問
中	原	地	原	河	路	
寬	藻	豐	春	内	田	治
		三		上		

勞働研究會理事長
 立教大學教授
 文學博士

東京大學教授
 經濟學博士

日本職業指導學會會長
 大妻女子大學校
 大學校

中央產業教育審議會長
 労働子計研究所長
 文學博士

東京文理科大学名誉教授
 著 漢金理學長
 文學博士

見郎作男郎
金執筆100余氏

各回配本共 A 5 判分冊箱入 300 頁
定價各回共 ¥ 600. 預約特價 ¥ 550. 平 ¥ 50

東京都千代田区神保町2の24
(神保町一水道橋間電車通り)
電話九段(33) 3603・4783番

發行所 中山書店
振替東京 196565番

婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために
25年間の努力と好評をつづける専門誌

月刊 1部60円 送料4円 1カ年600円〔送料共〕

本誌は、中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係はもとより、公共職業安定所・補導所・工場・会社・研究団体等の労働・人事関係の方々にとつて、欠くことのできない指導雑誌として、ご愛読をおすすめいたします。

馬 氏 氏

中國大衆共圖研究 第一卷

全 國 大 衆 共 同 研 究 テ ー マ			
職業家庭科教育の性格はいかにあるべきか	塩見淳一	野瀬吉栄	山本秀雄
職業指導主事（主任）を中心とする学校職業指導の			
組織運営はいかにあるべきか	篠原俊雄	寺脇房市	
29年度を意義あらしめるために	水谷純	夫杉達	
職業教育をかく考え、かく営む	滋賀卓	米原中	学
職業紹介課程の側面考察	末広		
職業指導主事の設置情況	西本英		

東京都千代田区
大塚 1-7

日本職業指導協会

振替東京 7 7 6 2 9
電話九ノ内(25) 1625
4728

未亡人に適職を

宋亡人の問題を世の視聽を集めるようになつたのは比較的最近のことのようです。生活保護法が実施され、その対象となつた保護世帯の半数に近いものが、宋亡人等の所謂母子世帯であつたことからでした。

未亡人といつても、それは単に夫を亡つた婦人ばかりではありません。一般に日本の社会では、女は男よりも生活力が弱く、家の中、男の働き手がないということなほでも、特別に保護を必要とする場合が多いのに、さらに父子供のある中年の婦人が、職業について自立の途をたてるということは容易なことではありません。伝統的にも多くの職業は、年の若い婦人によつて占められています。

けれども未亡人の多くが生活保護をうけて
いるからといって、人間としての働く権利、そ
の喜び迄を無視してはなりません。子供を抱
えた婦人、比較的年輕の婦人が、不要な生活
のなかに適職を得て、自立の生活を営み得て
こそ、はじめて健康な社会といふべきです。
子供を持つた婦人の生活の苦しみを、社会は
母の立場、子の立場になつて解決のために努
力すべきでしょう。

(谷野せつ)

(谷野せつ)

婦人と年少者 十二号 目次

◇卷頭言 來亡人に職業を

未亡人間題概観

来亡人に光を

未亡人の就職状況

米亡人の取片について

拉直加緊を以て死せる人の胸

朱亡人の自営業と福祉資金

年少者の不良文化財

望月
衛
12

大学生は将来の進路について
どんな考えを持っているか (2)

(2) 藤本喜八 15

資料室

女世帯の調査

衛生上有害な業務を含む事業場に
働く年少者の健康

派出婦として働く来亡人

あるマシナ工場で働く米亡人

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与

計画青少年保護育成運動の実施について

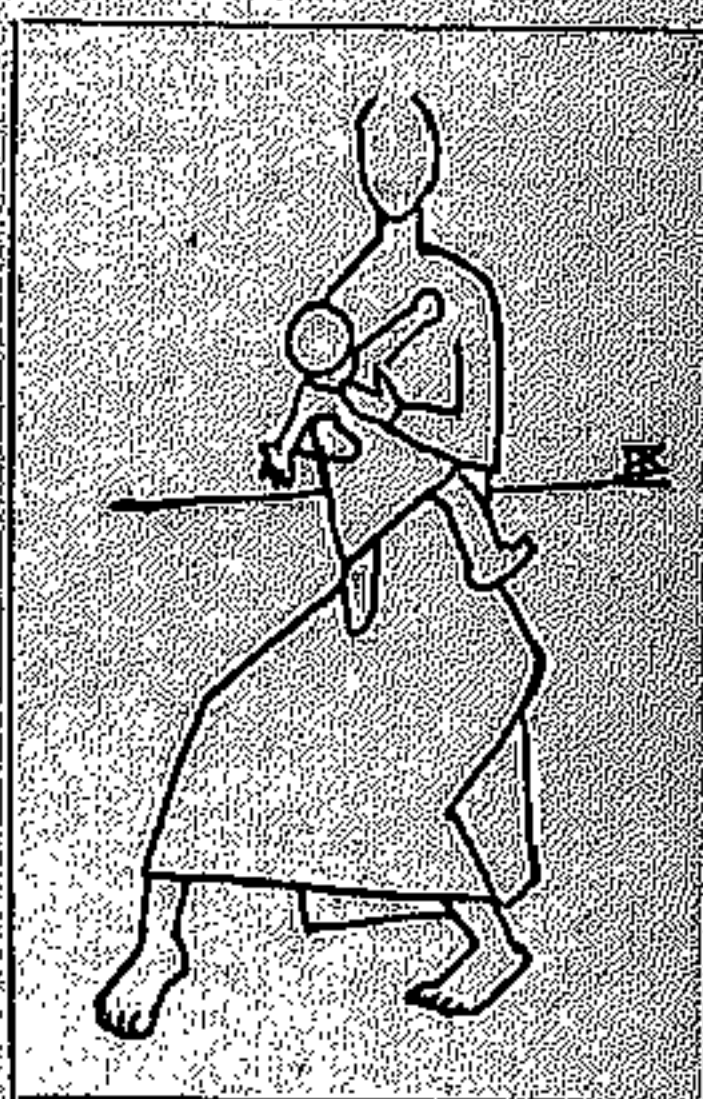
◇「母は美しく」「父は美しく」の全国に並びつて

◆第八回全国児童福祉大会開催について

◇ロンドンだより◇

◆家庭内職の調査は、**5月22日**から

裏紙、扉、富山妙手、カッ卜、倉石隆、坂倉政隆



未亡人問題概観

山高しげり

婦 人 と 年 少 者

「宋仁人」とは夫婦を一体と思考する東洋的觀念から生れた呼称であつて、明治期以後に用ゐられ、それ迄は「後家」が通称であつたが、みな寡婦の謂である。

その婦が戦争ならびにこれに伴う戦災引揚等によつて激増し、戦争犠牲者として脚光をあびたのが戦後の未亡人問題であるが、實質的にはこの中の母子家庭の生活問題が中心であり、戦後の社会変革にもとづく離婚等による準母子家庭の問題も加わつて、戦後十年に近い歳月を閲しながらまだ解決の日は遠いとされているのであつて、母子福祉対策の確立こそがこの不幸な生活の谷間の住人に、光をもたらすものといふことが出来る。

戦前と戦時と戦後

封建時代の寡婦は家族制度の下で「貞女二夫に見えず」の鉄則に抑えられ、「よく結んで悪く解かず」の戒めを以て、

く言われる「後家の蜚」の川柳に端的に表現された社会にいきるためには「後家のガンバリ」もまた必然であつたるうけれど、当時はまだ「家」が彼女等の生活を保障してくれた。常盤御前が敵將清盛に身を任せて三子の生活をまもつたのはむしろ異例に属し、厄介者扱いに甘んずれば親兄弟や親類縁者が世話してくれたのは明治から大正初期までの現状であつた。

ところが家族制度はやがて崩壊の段階に達し、社会自身にまだ保障制度の整わなかつた昭和初頭、世界的不況の余波をうけた日本ではついに母子心中時代が現出したのであつた。自ら口を糊する力なく夫に隸属してきた妻が、夫に死別して生きる途を失い、子を連れて自殺に赴いたのであるが、明治初年の太政官布告たる恤救規則が救護法（昭和七年一月施行）に改まつたばかりの時とて、十三歳以下の子供と満一歳未満の子の母が適用されるにすぎなかつた。

しかしながら「死海に浮ぶSOSの赤信号」といわれたこの母子心中のために、まず無産児

内に母子扶助法制定の運動が起り、婦人団体もまた母性保護運動を展開、社会事業家も呼応して、ついに昭和十二年三月の母子保護法制定に結実した。この法では十三歳未満の子とその母が父に代る國の扶助を受けることとなつた訳で、母子寮もその中に規定された。

間もなく支那事変が勃発し、大東亞戦争に拡大して敗戦に終つたわけだが、この間、國はいわゆる戦争未亡人のためには相当進歩的な援護対策を樹てた。婦人による相談員制度（現行母子相談員制度はこれの再現である）、國費による授乳指導ならびに授乳、母子寮の増設等が行われ、何千人かの未亡人を立派に経済的に独立せしめ得た。

けれども敗戦はこの悉くを失つた上に、戦災や引揚による新しき「父なき家」が加わつたのに、母子保護法さえも生活保護法に吸収されてしまひ、孤立無援の母たちは再び悲劇イン

仕しめ得た。

けれども敗戦はこの悉くを失つた上に、戦災や引揚による新しき「父なき家」が加わつたのに、母子保護法さえも生活保護法に吸収されてしまふ、孤立無援の母たちは殊に狂う悪性インフレの怒濤の中で、再び母子心中時代を現出する他はないのではないかと予想されたにも拘わ

母子福祉対策（その一）

昭和十四年第五國會がはじめて未亡人間恤
を取り上げ、參衆兩院それ／＼の決議によつて
母子福祉対策を政府に求め、厚生省は「母子福
祉対策要綱」によつて国ならびに地方公共団体
がその実施に努めることとした。この間立法を
企てたが総司令部の賛成を得ることができな
かつたのである。

當時の出生児童調査によれば母子家庭の内、最年長児十八歳未満の子を有している者は、六一〇、一二八人で子の数は平均二人半強であり、翌二五年の国勢調査では、夫と死別した婦人の数は四九六万人、この内二十歳から五十九歳迄が二六四万人、六十歳以上が二三二万人で、十八歳未満の子を有する者の数は一八〇万人と推計された。

又その生活状況は、前記の六一〇、二〇八人についてみると、

生活保護法該當者
生活保護法による保護をうけてはいないが極めて困難している者

(一)事、(二)人 (三)公
(一)天、(二)人 (三)公

未亡人に光を！

労働省婦人少年局長

藤田たき

現在十八歳未満の子供を抱えている未亡人が全国で六十九万、そのうち約半数の三十五万は生活保護世帯であります。また未亡人家族を収容する母子寮は全国で五二〇ほどあるといわれ、大小はあるでしょうが、一つの寮に数十の家族が生活しておりま
す。この人たちは、まだ小さい子供達をあ
ずけなければならぬお母さんであつた

これらの未亡人には比較的技能に乏しい人、年長の人、しかも扶養家族をかかえて

家をあけることができない人が多いので就職することがむずかしいのです。これらの婦人の就業を容易にして、社会人としての自立ができるようにするためには、今まで考えられていたような、生活援助のみでは充分でなく、より積極的に特別の考慮と、強力な施策がなされなければならないと信じます。

そこで、婦人少年局でも、この問題に大きな関心をよせて今年度は是非、婦人少年問題審議会及び適職選定委員会の協力も得まして、未亡人の経済生活に明るい見通しを与えたいと、そのための基礎準備をすすめております。

「婦人と年少者」で今号は未亡人の職業問題をとりあげられましたが、色々の方面からこの問題を再検討し、世論を起すことによつて、具体的な解決の道が拓かれることを願わずにはいられません。

そこで、婦人少年局でも、この問題に大きな関心をよせて今年度は是非、婦人少年問題審議会及び適職選定委員会の協力も得まして、未亡人の経済生活に明るい見通しを与えたいと、そのための基礎準備をすすめております。

「婦人と年少者」で今号は未亡人の職業問題をとりあげられましたが、色々の方面からこの問題を再検討し、世論を起すことによつて、具体的な解決の道が拓かれることを願はずにはいられませんか。

生活に余裕のない者 (三) 老人 (三三%)

余裕のある者 (四) 四人 (二七%)

であつて、独立の経済力のない母によつて支えられてゐる母子家庭の家計の貧しさは明々白々である。

「母子福祉対策要綱」では、対策を未亡人及びこれに準ずる母とし、子の年齢は十八歳未満と定め、授産機関として母子相談その他の措置を、母子福祉施設として一、公的扶助の徹底、二、母子居住環境の改善、三、生業奨励の促進、四、児童の福祉、五、その他農地・課税・供出六、弘報活動をあげ、児童局は関係官署との連絡調整、各法令の改正、予算の増額、運用についての重点的配慮に任ずる事としたので、具体的な施策の大部分は地方行政において実行された。

婦人と年少者

さて第一に公的扶助の徹底であるが、母子保護法を吸収した生活保護法は、母子世帯にとつて唯一本の力綱であるにもかかわらず、無差別平等の原則に阻まれて母子世帯の特別扱いが許されないため、結局「生活保護法は母子家庭を救わず」として、「戦傷病者、戦没者遺族等援護法」制定の運動と平行して「母子福祉法」の制定運動は全国未亡人の組織を通じて澎湃として起り数年間の猛運動の結果二十七年十二月の「母子福祉資金貸付等に関する法律」の制定をみたのである。

この法律は資金の貸付以外に母子相談員制度、公共建物内の売店等の開設やたばこ小売人指名の優待措置を含むが要求は母子年金・授産

指導・医療・住宅・税金等の問題を解決する総合法である。母子家庭の母達の多くは子女の高校進学を望むが、生活保護法による扶助をうけてゐると、義務教育を上廻ることは最低生活基準を破ることになるので、一家の扶助はうちきられてしまふ。又内職や遺族年金も収入である以上一応は扶助額から差引かれる。最低生活保障の線を厳守することは正しいが、このため勤労意欲は阻まれ、更生への希望は薄れ、母子家庭は生活の谷間の如くおちこちむか、もしくは崩壊に立ちいたるおそれがあるのである。

昭和二十七年三月の調査によれば、生活保護法の被保護世帯七二二、八八三世帯の中、女世帯(母子世帯以外の女世帯も含まれる)は三三八、三三二世帯で、実に全体の五五%を占めてゐる現状である。三百数十億を費す生活保護法において、その半額が右の如く消極的に費されることは重要な問題といふべきであるが、社会局においても母子世帯の現況に徴して二十七年に於ける生活保護法の基準改正中母子世帯に對し、月額四百円乃至六百円の加算を行うこととした。このいわゆる母子加算こそは母子世帯の特別扱いの萌芽であつて、すでに無差別平等の基礎は崩れつゝあるとき、生活保護法を略制りして母子福祉法を制定すれば財源措置も解決できるとは、全国未亡人団体協議等の主張であるが、二十五年社会保険制度審議会の最初の答申中には無難出制の寡婦年金・孤児年金もふくまれてはゐたのである。

第二に児童福祉法は母子寮・保育所によつて

母子福祉に傾いてゐるけれども、戦災でほとんど壊滅した母子寮の復活は容易でなく、二十五年度から大いに挽回したが入寮希望者数に對して収容力の点ではるかに下廻る状況はまだ解決し得ず、保育所も全国に増加しつつあるが、同様の現象である。

更に母子寮は最年長児が十八歳に達すれば出寮せねばならぬ立前となつてゐるが、一般に住宅の敷底してゐる今日、母子世帯のための低家賃住宅の建設せられないかぎり、行先がなくで出られない家庭が一種程度はあつて、今日の母子寮のなやみとなつてゐる。建設省による團地住宅中のワンを求めた声がつよが当局は地方的措置を求めてあり、すでに長野県において二十六年度より毎年百戸宛の母子住宅が建設されてあり、神奈川県も二十八年度四〇〇戸の建設をもつて七十五戸を平瀬町村負担で建設し、埼玉県も二十九年度五十戸が建設せられるし、広島市は市営の母子アパートを設けて、管理を市未亡人会に委託してゐる。

全国未亡人団体協議会は、各府県未亡人団体による母子住宅の地方的建設を促すと共に、母子寮を児童福祉法から母子福祉資金貸付等に関する法律に移管せしめる運動を開始してゐるが、貸付法の子の年金は二十歳未満となつてゐるため、これが実現すれば現状維持によつて当面の問題が相當に緩和される。母子寮も母子保護法以来内容的にはあまり變つてゐない所に問題があり、そこを狙つてこの運動であることも付言すべきである。

婦人と年少者

母子福祉対策(その1)

第三に生業奨励の促進については、各地方でも生業資金の貸付、授産指導、内職施設等切なる母子家庭の要望に響いたれて今日迄に数多く実行に移されて来た。しかしその結実の大なるものは前述した昭和二十七年十二月の「母子福祉資金貸付等に関する法律」の制定である。施行は二十八年四月からであつたが、政府はこれに先行して一月から国民金融公庫を通じて五億円を母子家庭資金(年六分)として、五万円限度の生業資金を貸付け、更に法律に對しては初年十五億円(半額地方負担年利三分)を七種類(生業・事業継続・技能習得・生活・技能取得中に限る)・支度の五種類を母で、修学・修業の二種類を子に)に貸付けたが、非常な好成績で、返還率は完全に近い実績を示してゐる。借りたものは返して次の人に廻さねばならぬと、未亡人団体を通じて返還貯蓄組合等も着結成されてゐるが、一方「支度資金を子供にも」「修学資金は無利子に」等の要望がつよ、これも全未協の運動により、今国会で右の二点は改正された。又この資金貸付に附随して、商業や農業指導が積極に行われる傾向が著しい。特技をもつた母は家庭内に在つて出来る仕事として内職を強く要求するため、内職センターが母子福祉施設として設けられた例は少なくないが、一般主婦の利用者で占められ、母子家庭としてはより多い収入を求めて失業対策の日雇労働に流れる傾向がつよいが、この仕事における

母子対策が天賦保育だけでは心許ない。

輸出用の造花編物等にも中間搾取以外に種々の隘路がある。今般労働省婦人局の手で内職調査や有職未亡人実態調査などに着手されたことは心から欣ばしいことで、働く意志のある母達に仕事を与え、徒らに生活保護法の対象たる現状から一日も早く救出せねばならぬ。

農村に住む母子世帯は、耕す土地と仕事をもつて都市のこれより遙かに条件はよいが、ここには子供の成長による農地返還の要求とか供出の軽減等の要求がある。税金問題にしても固定資産税の悩みは農村特有とさえいえる。

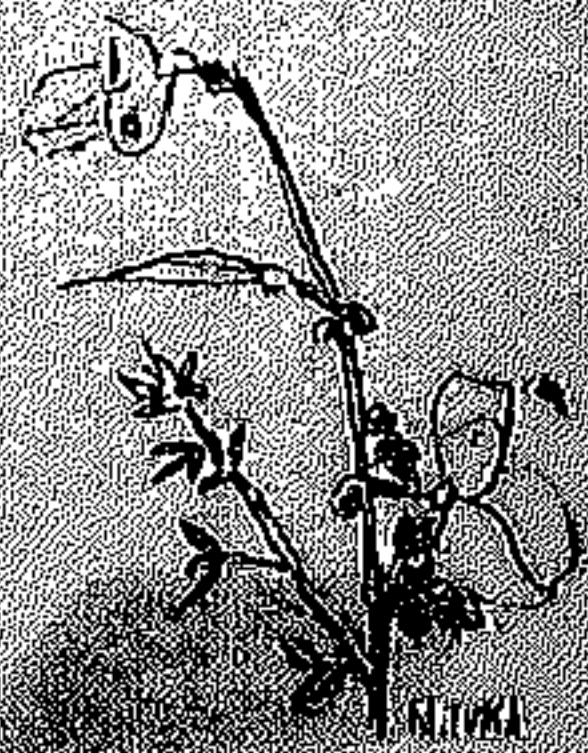
税金中、所得税については昭和二十七年所得税額四千円(遺族は六千円)以下の非課税を、地方税は住民税を二十六年所得金額十万円以下の非課税と共に寡婦控除として認められたが、その後の経済情勢に應じた額の引上げにつき、今国会へも全未協の運動は伸び、幾分の効果を収める見通しがある。

二十九年度は緊縮財政のため、年額社会保険費大削減の予算案が示された時は生活保護法における被保護世帯の過半をしめる母子世帯の一大事と、猛烈な復活運動が未亡人団体でも行われたが、幸いこれはく止めえたものの、新規予算は獲得できなかったもので、その代りという訳でもあるまいが、「母子家庭を明るくする運動」が厚生省・全国社会福祉協議会連合会・全国未亡人団体協議会の三者によつて年間を通じて全国的に展開され、母子家庭母子の就職の隘路打開等々が期待されてゐる。全国未亡人団体協

議会は昭和二十五年十一月都府県単位の未亡人団体の協働体として発足、会員通算五十万人余を数えてゐる。地方組織は北海道を除く都府県に結成され、その圧力において、地方的措置による解決は相當の成果を収めてゐる。愛知県は二十六年より早く「未亡人金庫」を設置したが、各県これに倣ひ、その大半は貸付法実施の現在是小口金庫(三千円限度)三ヶ月で無利子に活用してゐる。職場開拓、内職施設などにも積極的に働き、最近では漸く成長し來つた子女の就職の隘路を拓くために懸命な努力をいつけてゐる。会館をもつ(広島・静岡)数十名の共同作業場を経営してゐる所もあれば(広島県)、母子寮を市から委託されたり(宮城)、職業安施所と結んで家政婦養成所を開設(茨城)してゐる例もあり、特別健康保険組合の設置に成功(三重)してゐる所もある。

貸付法による母子相談員が各社会福祉事務所有一名程度の現場に即応して、奉仕相談員制度を設け、これが果の認めるところとなつて、果の任命に移された処も和歌山・広島・島根・鳥取等で、これは日を逐つて増加の趨勢にある。会員の教育、子女の成長に伴う母親教育も盛んである。再婚施設事業も、貸付法の制定でどうやら経済対策の結についた今日の段階において、青年期に近づきつつある子を持つ母への施策として改めて取り上げられる傾向が見えはじめてゐる。おと春の光が差し初めてゐるが、生活の谷間の重もまだくくふかひ——これが今日の母子問題の現状である。全国未亡人団体協議会事務局

未亡人の職業紹介について



新井 巖

成る目的と、中卒のこともなく重味がある、しかも慎重に婦人が私の室を訪れて来た。お話を聞くと、未亡人で現在成る家政婦会社に籍をおき、会長の宅に寝どまりして、毎日派出されているとのこと。會で官庁の判任官をつとめ、戦中結婚して地方に疎開していたが、旦那さんが死に別れ、高等女学校在学中の娘さんを疎開地に残したまゝ、單身上京して働いているのだそうである。彼

女の訴える所は、子供を呼びよせて一緒に住みたい、派遣婦人のような不安定な働き回が他の定職に就きたいというところである。

ところが、住宅の問題と年齢のこと、なかなか思うように紹介ができない。私の部下の雇用主訪問保育が八方に足を運んで、やつと或る有名会社の臨時掃除婦に就職させた。暫らくたつて、その会社の人事課員がお見えになつて、彼女を本採用にしたいが、本人は躊躇している、どうしたものかとの照会があつた。本採用となれば増しとびつゝ倍なのにと、私も心中では種がでなかつた。そこで本人を呼び出して聞くと掃除婦という仕事は、人の見えな場所、所々朝夕絶えず立ち働かねばならぬので身体に無理がくるし、給料も生活を維持するのに不安であると言ふ。では、他に転職させる格好な余地があるだろうかと思つてみたが、なかなかない。漸く本人をだめだめと本採用を納得させた。

この場合に、本人は會での官庁経歴を内心プライドに持つていたこと、また娘の高校卒業生を上級学校に進学させたい願望との二つの悩みが露にかくされていたことと推測される。

か。
住居のない、小さな子供をかゝる、特殊技能のない未亡人と当面の専業主婦であり、わ

れわれが就職の世話をするのには困難を感じてゐる。そこで、近ごろこれらの人々を職業安定所に登録して、短期に家庭補助・掃除補助などの

未亡人の職場開拓について

吉藤 雅 亮



一般に言われているように、我が国経済の危機的様相は目を追つて深刻になつて来ている。即ち我が国産業のあらゆる部門が現在及び将来を見越した場合、飛躍的發展を遂げる要因よりは事業縮小の要因の方がより多い現状勢であり、このことは同時に失業者数の増大となつて現われて来ている。

かゝる経済難局の時期に、未亡人の職業対策を具体的に見出すことは、卒直に云つて甚だ至難と云わざるを得ない。学校卒業者或いは有能な職業経験を経ている者ですら適職を求めることが困難である。日雇労働に従事することにより辛じて生計を維持しなければならない者、或いは多数の扶養者を抱きながら失業状態のまゝ生活に追われている者等が著大な人口数を以つて増大しつつあることは、単に社会不安の問題ではなく、いわゆる憲法の生活権の保障が国家

の責任においてなされていらない重大事と云わなければならぬ。未亡人の職業対策も同様な意味において、国家は勿論国民夫々が真剣にこれに對策を講じてべき義務があることは今更論するまでもないのであるが、然し経済及び政治全般の諸施策と相俟つて明確な経済施策又は社会政策が立てられない限り、この問題の急速な解決は困難である。経営者と雖も自己の経営の維持健全化に、即ち直面しつつある経済的危機をいかに乗切るかに全力が注がれているのであつて、この直接の課題以外には少しの余裕もないというのが経営者の現状である。

然しながら、母子世帯の未亡人の職業対策を現状のまゝで放棄しておいてよいと云ふことではない。生活戦線の上において最も弱い社会層にあるこれらの人々こそ、政府は勿論国民の各層が積極的な援助の手を差伸べるべきであ

にある。ただ未亡人の希望は、子供もあつて世帯を顧みないや、給料は通勤で七千四百以上、住居は四、五千円を要求する。また夜遅くなるのは子供の食事を心配するのだからといふような色々の条件があつて、求人側の条件と適合しないことがある。

会社の要求は、なるべく単身の身で、扶養家族が少く、住居が安定し、通勤可能。そして肩をあまりいそがない人。また一流会社では身許保証人に誰かだのを持つ人。採用までの家庭調査に時間をかけるので、その間を待ちきれぬ未亡人もあるというのが現状である。

尚、会社によっては未亡人を是非低いと指定して、事務員又は受付に採用し、七千四百以上の俸給を支給する例もある。これは永続勤務であるからといふのが理由である。こういう例が多ければ未亡人問題も明るくなる。

現在の未亡人は、内職して五千円程度の収入のある人もあるので、希望賃金はなかなかない。また就職と住居とを一へんに解決すべく来所してくる人も多くなつてきた。また比較的若年者で、この際職業指導所に入所して、職業訓練の技術を修得して内職の賃にしたいという意向もあらわれて来ている。面が広く胸のある婦人を保険会社で狙つてゐる。そうかと思つと、生活保護法を受けてゐる未亡人は減額を恐れて働きに出かけるのを嫌う傾向もあるから、世の中はさきさきである。今最も働ける資本は、経理の技術を持つ婦人が歓迎されるのではなからう

簡易派出所を企画して、何とか不幸な人に光明を与えようとしてゐる。

—— 神田橋職安所所長 ——

る。そこで当面の未亡人職業対策の具体策としては次のことが考慮されるべきであらう。

1. 各都道府県市町村に系統的な職業相談の窓口を設定すること。その窓口は職業を求める未亡人の登録を行い、その登録によつて各種の職業（働く上の条件）を明らかにし、これらの職業を把握することにより具体的な求職開拓の道を積極的に開くべきである。

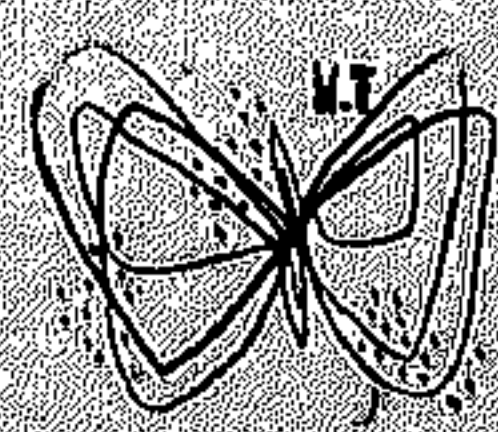
2. 各種婦人団体はこの対策に統一組織的に、夫々のもつ力を集約して常時的職業開拓の運動を行う。

3. 右の組織機能を通じて使用者側の協力を求める方途を確立すべきである。

いかなる事業所においても、正規の労働の職場がこれら未亡人に必ずしも開かれるとは予想出来ないが、たとへば二名でも臨時の形態においてその労働が経済的内容としてでも開かれて行くべき場所があるであらう。

以上述べた如く、重病患者の如き我が国経済の現状下においては、未亡人の職場開拓に特段の方途を見出すことは困難であるが、困難であればある程、婦人団体のこの問題解決への熱意こそが解決の最大の要諦となるものと思われるのである。

—— 日本労働協会事務局長 ——



未亡人と内職

—動けと動けとの内職から
希望への内職—

近藤 龍一

婦人と年少者

最近、婦人の集りに出ると、きまつて内職の箱が
出ます。これは家庭の婦人が心から内職を求めている
にも拘らず、その反面いかに手易く内職をする機会に
恵まれていないかを物語るものと思ひます。
婦人連中のスローガンにも経済生活で「婦人の実力
をそだてましよう」と強く訴えています。定まつた職
業を持つていない普通の家庭婦人にとって、経済的実
力を、どうして育てたらよいのでしよう。

殊に、夫に先立たれ、幼い子供を抱えている未亡人
にとつては、職業に就くか或いは特別の技能により身
を立てる以外には経済的な実力を貯えることは、今日
の社会情勢の下では難かしいことではないでしよう
か。今日の未亡人が、すべて特殊の職能や高い技術を
身に付けているとは限りません。又生活環境上、簡単
に職業についたり或いは身につけた技術を直ちに生か
すには、今日の世相は未亡人にとつて余りにも厳し過
ぎると思ひます。ここに内職の問題が大きく取り上げ
られて来る訳であります。

戦後の日本は一般勤労者にとつて充実した文化生活
を営むに足るだけの豊かな報酬が支払われていない今

日、内職にだけ飛び交ひて
有利な仕事がある等が
あります。しかし、内職も
やりようによつては世間の
人がいかに福利に合わない
ものではないと信じます。世
の中には内職によつて生活
苦のどん底から立ち上り、
立派に女手一つで生活をた
てている実例も沢山ありま
す。それでは内職はどんな
風にしてやつたらよいだろ
うか。限られた紙面では具体的に申上げる事に参りま
せんから、要點だけを書いてみましょう。

内職をする人ほど、他人の仕事がよく見えるものは
ないでしよう。他人のしている仕事は甚だしく割がよく
見えます。自分のしている仕事は何となくつまら
なく見えます。これは内職者の共通した心理でも言
えましようか。初めは、つまらなく骨が折れ又能率が
上らなくとも、一度これなら自分もやってみようと思
つて続けてやることが肝要です。必ず最後には、そ
の仕事が有利な仕事になることは割合です。よく次か
ら次へと内職の仕事を入れ、いつまでたつても一つの
仕事に馴れないために収入が得られないままに「内職
とは御に合わないもの」という結論を下して、止めて
しまふ婦人を見かけます。内職は一つの仕事をにつ
てやりたいものです。

内職の賃金は技術差によると云々云々云々
技術の要らない単純な機械的な仕事ほど賃金は安い
のです。例えば、ミシンの仕事に例をとつてみて、
カーテンのふち縫と高級のブラウスや婦人服とでは、
同じ針で縫うミシンの縫い方でも、その得る収入には格段

の相違があります。簡単な縫製縫いと香水や白粉など
の化粧品を入れる高級な縫製縫いとでは問題にならない
程の賃金差が生まれて来ます。これは、技術が買われ
るからであります。技術こそは内職の賃金を決定する
鍵でありますから、出来るだけ高い技術を身につける
ように努めていただきたいのです。

次に内職は趣味に合つたものを選びたいものです。
趣味に合わない仕事はいかに収入が多々でも、直ぐに
飽きが来て、永續きいたしません。最初収入が少くても、
自分の趣味にひたり合ひ興味を持つて居る仕事は、
永い間には必ず能率も上り収入も増して来ます。

内職のつづきは立派な技術を身につけて、能率をあげる
ことにあります。技術は努力によつて身につけられま
す。能率は工夫如何によつて上昇します。内職にも積
極的創意工夫と熱意がなければ、いつまでたつても内
職はいかぬ「暗い内職」に終つてしまひます。



未亡人の 職業補導

赤尾 花子

婦人と年少者

平生からこの難問題は、私の胸裡から一時もはなれ
た事がなかつただけに、思ひがけなくその問題につ
いて書くようにとの事に、ちよつと返答に困つた。

戦争中は国家が戦死した夫に代つてある程度の生活
費と子女の養育費とを保障して、技術・知識の習得を
させていただけに、そしてそれが時代に適応した処置
であつたのか、その頃の補導生の多くは今はずつかり
板についた専門的な職業婦人として、子女の成長を楽
しみながら、社会的な地位にも落付いて居るよりであ
るが、問題は其の後の時代の荒波の中に生産されつづ
める未亡人である。

現在都の職業補導所には余り未亡人が入所してい
ないでしよう。その大部分は中流程度の家庭の女子の
よりである。資産をもたず、しかも年齢の高い彼女等
は、幼児を抱えて何の保障もない六か月の生活を支え
きれないのである。

未亡人達は収入を得るのみに懸命で、目の前に来た
就職口には選択の余裕もなく飛びつのである。体が
唯一の資本であり資産である未亡人は、一日も働かな
い日があつてはならないのである。私が常に驚かしく
思ふのは、補導から退場して徹底した社会保障をもつ

達が安心して勉勵出来るよう入所中の生活保障を与え
て、完成した専門的な職業婦人としての技術知識を身
に付けて欲しいと望むのである。

そして夜間部には、時技をもたずに整理を心配しな
がら昼間働いて居る人達が、それらの希望する科目
を十分に専攻出来るよう、また卒業後自営可能な人達
には補導所で各業者との一応の契約等に就いても指導
し斡旋したら、どれだけ彼女たちの希望が増すであろ
う。このような施設を望むことは現状では無理な事であ
り、夢のような事であることも十分に私は知つてい
る。けれども現在のままの状態では、多くの未亡人が
ニコヨンに働き、その悪い環境に年少者を置き、背負
う幼児の健康にも害することが多々あり、又は転落の
道を通る外ないのである。

一応内職をして就職する迄のお金をつけたとし
ても現在の授産場の状態では内職のみで母子の生活を
維持することは困難である。戦後今迄の未亡人の大部
分は洋裁を習得した。けれどもそれが役立つには余り
にも彼女等の年齢が高く、経験は浅く、流行は順と金
のない未亡人を完全に置いてけぼりにしてしまつてい
るのである。一日中洋服職人のように針と板組なども

その収入は生活保護すら「れ」であつて、生きられるだ
けのものである。その結果としてそれらの人達は本家
意ながら折角の技術を捨てて、官公舎の事務補助に
或いは雑役など雇はれて居るのが現状である。そして
値がに増した収入に幾分安心しながらも、いつまでも
この仕事をしてはいられない、年暮いだらどうしたら
よいのかと胸を痛めているのである。

僅か六か月の短期間に、扶養者を成年に育て上げる
迄の生活の基礎となる永続性のある知識技術を授ける
にはどんな種目を進めべきかに就いて、この面の指導
者達は彼女等のために共に真剣に考慮してやつて欲し
いものである。現在都補導所の職業補導所の中の縫製・
印書・編物(特に小物の輸出用品のササイン等の縫製)
等は各業者でも優秀な技術者を相当数要求しているよ
りである。これらの仕事は各目的の求人も出来、通勤し
ても意欲のある仕事ではないだろうか。

次に学歴・資産のない未亡人達に要求に応じて折角
制定された母子福祉資金の貸付を給付的でなく貸付的
で資金の足りないままになすこともなく生活費に繰入
れることのないよう、重点的に増強して社会に出て働
くことの出来ない母のために小店舗、その他をもてる
程度の根本的援助を求めることは愚論であり言ひべく
して行われなければならないことを知りながらも、未亡人
のために実施せられんことを願うものである。

生涯の途中で、折角の人生の実も結ばずに、好むと
好まざるに拘らず、苦悶のどん底に突き落された未
亡人の立ち上りのために、国の力だけでなく、平和な
家庭生活を営んでいる人々も、温かい片腕を差し伸べ
て、このような不幸な人々のよき相談相手となり、幾
分なりとも苦しみが軽減されるよう、世の有識者、そ
の面の指導者各位の真剣なる御協力を切望したい。

—東京都母子福祉連合会—

年少者と不良文化財



望月 衛

「不良な」「文化財」というのも考えてみると、ふしぎな言葉ではあるまいか。この国の文化のあり方が問題になる。つまり、映画といえ、それが文化の中に入ったり、芸術の中に入ったりすること自体におかしなところがある。文化でない映画もあり、芸術でない映画もある。いや、そういうものの方がむしろ多いだろう。しかし、一面からいうと、文化財であるからと言って、何にも必ずしも、あらゆる人に良い影響を与えるものとも限らない。ことに、成人と年少者とのあいだには、その食い違いのあることは当然なので、それゆえに、児童文化とか児童文化財というものが考えられる。「不良文化財」などという言葉も、そんなふうには吟味してくれば、そうおかしくもなくなろう。しかし、それ以上に、もうひとつ吟味しておかなくてはならないことがある。それは文化財というと、その内容そのものを抽象して考え、価値があるのはいのちと語り一種の習慣である。それらは、

それが効果を發揮し、影響を与える場面を考えずに検討されてはおかしいということである。文化財を提供するものの意図と、その内容と、それを受容するものの構えとの間に、有機的なつながりを考えない検討はおかしな話である。日本では、むしろ、文化を享受する場面の設定にもつと吟味しなくてはならないものがあると思うがどうだろうか。そういうふん圓氣のないところに、どんなものをもつてきても、それは、そのものの価値をけつして發揮できるものではない。

わたしは、そういうことを、あいかからず問題にされている映画に例をとつて述べてみよう。映画を作る者の側にあつて結局成功しなかつた経験にもとづいて――

映画が子供たちを悪くするというのは、今まで広くもたれてきた迷信であつた。東京の警視庁のおこなつた実態調査にもとづいても、やはりそれが迷信に近いことを裏書きしているよう

である。もつとも、かつてロンドンの警視庁が文字どおり徹底的にやつた調査のようなものが日本でおこなわれなくては、結論的なことは言えないが、また同時にこういうことは確定的な数字を出すことはもととできることではない。

映画が子供を悪くするのは、なにも映画の内容がそうさせるのではない。映画の内容をとかやかく言う者は、むしろ紙芝居の内容の方を問題にすべきだろう。ところが、紙芝居の方は、比較的複雑されない。しかし、ときどきのぞいてみるのに、ろくなものをやつていないようである。

それが問題にされないのは、それが、街角などで、比較的オープンにおこなわれているからである。いわばそれはおとなたちの監視のもとにあるからであり、大人にもオープンに知られ、または、知られるものとして子供たちがみているからである。しかも、大人はこれを、つまらないものと考えているからである。

ところが、映画の方は、映画館の中でおこなわれているのである。そこに集つて入る人間は、めいめい知らない人間なのである。そこに子供が、殊に単独で入ることは、とても強い影響を与えるのである。しかも、まわりにいるものは、それに大きな感化を与えられているのであり、その大人の感興の持ち方を子供は見えて感じているのである。

いまもし、映画を子供が見るのに、そのそばに親がいたとしたら、子供は、十分な支えをもつてそれを見ることができよう。例えば、不明なところ、強い刺激の場面に出くわしたとしたら、

らば、子供は、たぶん、そばにいる親の顔をみるであらう。それを見てもいいかといふ顔付きである。そして、親の反応のしかたをみて、自分もそういう構えを見るであらう。それが、もしも他人ばかりであつたならば、他人が笑うからおかしいのだと感じるばかりであらう。

いま、悪人が善人によつて殺されたとする。まわりの考えはそれに共感して快哉を叫び出すであらう。そのとき、子供はどうみるか。子供は、前後の脈絡もなした、殺りくの場面のみしか理解しないであらうし、大人たちが快哉を叫んだのは、殺りくに對してであらうと理解するであらう。

教育が、被教育者に吸収されるものを考えないで、与える量と質のみを考えたのでは意味がないように、また、笑義が採取される能率を考へなくては意味がないように、文化財も、うつたえよりとする内容が、どの程度に理解されるかを考へなくては意味がなく、教育が、学校の施設や、教師などによつて作られるふん圓氣によつて左右されるように、映画もまた、それがどんな心理的な条件のもとにあるかを吟味しなくてはならない。

実は、内容や、その表現についての吟味は、映画ほど念入りにおこなわれているものは、むしろ少いといふのである。倫理規定が作られ、自主的な審査委員会も作られて専念している。問題は、それをどう与えるか、ということであり、映画の文化は、それらをも共に吟味しなくては文化とは云われぬ。この点、日本の為政者は、

これを広く一般に見るようにするための施策を要するであらう。文化をかなもつくる決意要因である大衆性を汲み取っているようだ。

映画を年少者に与えても、そのよい効果を發揮するための、一般的な指導技術についてわたしは次のようなことを考えている。

(一) 鑑賞の場合の共在者を吟味すること。マスコミ・エンターテインメントは、受け手の構えをぬきにしては意味をなさない。その場合、共在効果をよく考へてもらいたい。さしあたり、日本では、家族づれに、教師引率で映画をみる運動を起したらどうか。

(二) 映画を見る場所の条件を、いろいろに変化させる。道路のわきでやるのもよく、学校内映写もよい。どんな条件でみせても、映画の内容に理解がもてるように訓練すると、映画の内容がもつと問題にされてこよう。

(三) 映画をみているときの感想をそのまま外にもつて出ないことだ。子供は、映画の興奮をつづきで、チャイムを待つてゐる。わたしは、学校の先生に、「引率鑑賞をし終つたら、映画館の前で、整列させて番号をかけろ」と言つてゐる。強ちうまい方法ではないが、我にかえつて貰わないと、子供はいつまでたつても、映画のヒーローと同一化しつづばなしになつてゐる。

(四) 映画をもつとみせること。イギリスの子供が、映画をどの位みるかの調査をみて、いかに日本の子供がみていないかがわかつた。皆が均等してみていないことにも大いに問題がある。もつと見ることに馴れなくてはならない。

文化は、大衆的なものになつてはじめて文化になるのであつて、いまの映画のようには、或いはジャズや、少年歌劇や、ストリップのように――ある層のものだけ極端に面白く、他のものが、せせら笑つてゐるような状態ではよくはない。いまの大人たちが、もしも自分たちも、映画で、りこうになつてゐると思へ、そしていまも映画を欠かすことができないと考へるようになるならば、青少年のために映画がどうあるべきかを考へるようになり、もつとよいものが生まれてくるであらう。

(婦人少年問題審議会委員、東洋大学教授)

讀書の手引

女性 この優れたるもの

A. モンタギュー著 田中 邦美子訳

日本ならぬとみれば、男女の同權といふ点では、余程先進國であり、比較にならないほど徹底してゐるだらうと思はれるアメリカで、こういう著書があらためて出版されたところに興味がある。本書は人類學博士で、目下アメリカのトカリス大学人類學部長の要職にある著者が、特に女性の生物學的に優れている点を明らかにし、これから出発して、男性の側から女性のために奮闘し、過分ささ思はれる贖罪を呈してゐる。要するに「女性はその能力を發展させるために男と同等の機会を、かつて与えられたことがなかつた」「それゆゑ女性は審判をつくらず判決を受けた」にすぎないといふことであり、女性こそ未来を持つもの、といふことができようである。女性研究家の一読に値する書である。(法政大学出版局刊 定価三八〇円 千三百五)

◆第十回青少年保護育成運動の実施について

五月一日から一か月間に亘つて、中央青少年問題協議会及び都道府県青少年問題協議会の主催によつて十回目の青少年保護育成運動が展開されます。

今年の運動は、最近の青少年の不良化や犯罪化が不健全な遊びや不良文化財、覚せい剤等の影響によるものが多いとみられて折から実施要綱には次のように三つの目標が掲げられています。

(一) 青少年に良い遊びと良い遊び場を興える

青少年のおり、健全な生命力を、消極的、抑制的、禁止的方法によつて、その不良化、犯罪化より護るよりもむしろ積極的に、幼児・児童・生徒並びに働く青少年の余暇の善用を指導し、強健な身体を育成し、正しく豊かな情操の心養に努めることが賢明な策であることは言うまでもないことである。

この意味において、余暇善用の一面として、諸種の悪条件は予想されるところではあるが、青少年に良い遊びとその場と機会を与えることに一段の努力をいたそうとするものである。

(二) 不良の出版物・映画・がんに具等から青少年を護る

良い遊びとその場と機会が十分に与えられていないことが一つの大きな原因と

なつて、遊びの一面である出版物・映画・演劇・紙芝居・がんに具等で青少年に過当でないものが市中には、濫し、青少年を害するところにはなほだしいものがあり、遂には青少年をして不良化、犯罪化の道に追いこんでいる現実には、寒心にたえないところである。

(三) 覚せい剤類から青少年を護る

関係各機関、各団体等のあらゆる努力にもかかわらず、覚せい剤の密造、密売者とともに、その濫用者の数が増大の一途をたどりつつある実情にかんがみ、前回に引き継ぎ、その対策の徹底を期しようとするものであるが、今回は、覚せい剤対策基本要綱の決定を機とし、特に覚せい剤の密造、密売等悪質違反者の徹底的検査と未然防止のための啓発宣伝並びに実態の適確な把握に働くこととする。

以上の目標を達成するために、言論・報道機関等の協力を得て、啓発宣伝活動を行い、あるいは(1)座談会の開催、(2)出版物・映画・がんに具の製作、販売、映画等

具、優良図書等の展示即売会の開催、(4)覚せい剤問題に関する実態調査の実施、(5)青少年の遊びの実態調査、その他各種の行事が全国的に行われます。

労働省としてもこの運動に積極的な協力することとなり、特に働く青少年を日

◆未亡人等の職業対策について婦人少年問題審議会で審議中

配遇者と死別した女の数の、いわゆる未亡人の数は、昭和二十五年の国勢調査によれば、四九六万人をかせえ、十八歳未満の児童を扶養している母子世帯の数は、昭和二十七年九月現在約六九万四千世帯(厚生省調査)に及んでいる。

これらの未亡人は、母子福祉対策、生活保護などによつて、援護、救済の方途が講ぜられてはいるとはいへながら、女手だけで、扶養家族に幼児を抱えて生計を支えてゆく生活は、極めて困難な状況にある。しかしその多くは職業に必要な技能をもたず、年齢も比較的高いなどのハンディキャップのために、就職の機会も少ないといわれ、これら未亡人のために、何らかの職業上の配慮を要されている現状に鑑み、婦人少年局では、保護を要する母子世帯の母だけでなく、ひろく一般の未亡人等が少しでも多く、職業人と

して自立するための職業対策を樹立しようとする方針を定めた。その第一段階として未亡人の職業調査の企画がすすみ、職業対策樹立を促進する基礎資料となることを期している。

大学生は将来の進路について

どんな考えを持っているか



藤本喜八

一、調査方法

二、結果の整理(第二段)——前号

三、結果の整理(第二段)——本号

(1) 方針

婦人と年少者

既に前号で述べた通り、調査事項は六項目に及んでいたが、それらの中で、吾々が最も重点を置いた項目は、第四項目の「将来の進路」であつた。

しかしまた吾々は、女子学生の場合には、第五項目の「結婚と職業の関係をどう考えるか」という項目にも、第四項目に劣らぬ程の重点を置いた。というのは、この第五項目は、女子学生が、彼女の職業を結婚問題と天秤にかけて、どちらを重しとすべきか、その決定を迫られるような場合(それは一種の危機的な場面である)に、彼女たちが、自分の職業についてどんな態度をとるであろうか、という問題に關係しているからである。

これに対して、男子学生の場合には、第五項目に対するこれらの応答は、それほど重要度を認め必要はないと思ふ。この項目において、男子学生に与えられた質問は、結婚と職業との關係について

第1表の1 立教女子学生全体

卒業後の進路	専攻・特長を生かす	専攻・特長を生かさない	収入第一	家業をつぐ	その他	合計
就職せず、結婚	2.5	6.0	—	—	4.0	12.5
結婚まで一応就職	86.5	18.0	2.5	1.0	3.5	56.5
生活のため就職と結婚を両立	44.0	9.5	1.5	4.0	3.5	62.5
結婚せず就職のみ	4.5	1.0	1.0	—	—	6.5
その他	10.0	6.0	1.0	—	11.0	27.0
合計	97.5	34.5	6.0	5.0	22.0	165.0

て、男子に対する第五項目の問いかけは、第二義的な意義をしか持たないところの関連質問に止まるほかない。

そこで、これから報告する第二段の整理は、上述したような中心的な項目——男子学生は「将来の進路」を、女子学生の場合は「将来の進路」と「結婚と職業

との関係」を問うものである。この項目の整理は、これをいふまでもなく、中心項目に対する応答のものが他の諸項目——結婚適齢の理由、結婚の成否、結婚後の進路——に対する応答とをいふ関係に立つたか、相対的に制約しうると思ふ。そうすることによつて、「将来の進路」に対するこれらの態度を考察する方が、第二段の整理よりも、一層立体的になり、実相を如実に示してくれるだろうと考へるからである。平面的な整理では抑り出せないような事実を、吾々の眼前に見せてくれるだろうと考へるからである。

なお、以下の諸表の数字は、いずれも回答の件数で、同じ問に対して二つの答を記した場合は、それぞれ〇・五件とした。従つて第一段整理の回答者の人数とは、かなりのズレがある。

(2) 女子学生の職業進路——立教大学

立教大学の女子学生が、卒業後の進路と将来の結婚と職業について、どの程度つつ込んだ考へ方をしているかは、次の第一表の二によつて明らかになることができる。

最も回答の多いのは、「専攻の学科や在学中の趣味特技を活かして就職したい」として結婚後も職業との両立をはかり、共稼ぎして行きたい」というものである。これは、「結婚せずに職業に専心すること」ということで少数のものが専攻・趣味・特技を生かした就職を望んでいるのと共に、一応首尾二仕した考へ方ということができる。ところが、「一応就職しても結婚までの期間に過ぎないものや全く就職せずに結婚するまで家庭に専する者が、専攻・趣味・特技を活かしたい」を答えているのは、矛盾した考へ方だと言つても差支えあるまい。

第3表 立教女子学生のグループ分類表

卒業後の進路	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	その他
就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚
結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職
生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立
結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ
その他	その他	その他	その他	その他	その他

第2表 文化服装短大女子学生

卒業後の進路	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	その他	合計
就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚
結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職
生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立
結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

(4) 学部選択の理由と成就——立教女子学生

将来の進路や職業と結婚との関係について、上記のような考えをもつ人々が、かつて大学に入学しようとした当時、将来の進路につき果してどれほどの自覚を以ていたであろうか。そして現在の学部選択を成功したと思っているか失敗したと思っているか。このような反省をして見たい。ただし、私は、新制大学とは専門職業の教育をなす場所だと考えるし、従って学生がどの学部を選択するかというのに、自分の将来の進路について、確固たる自覚なしには済まぬ（或は済まなくない）、と考えるからである。

そこで、前述第1表の「収入第一」「家業をつぐ」と答えた九名を除外した、「一五五名を第一」「四群に分けて、検討することとした。」（第三表）その結果は、第四表の通りである。

この表において、学部選択に当つて、「進路上の積極的な理由を表明した」というのは、できれば医学の方に進みたい（理一）、経済を学ぶ将来父の事業を手伝う（理二）、将来性あり、文化事業に従事する準備として（文一）、文二の如き回答をとり、「理由は述べているが、進路上の積極的な理由に非ざるもの」には、自分で適していると思つた（理三）、そんなに深い理由からでなく、何か新しいものを学びたいと思つたし、この学部の方が将来の応用範囲が広いと思つた（理四）、自分は女子だし、文学が好きだから、それに理数が必要だから（文一）、一通りの文学を理解し、人格、教養を高めるため（文二）、英文学が好きで研究したい（文三）、経済や理科よりは良いと思つた、それに他にいくべき途が見当らなかつた（文四）などを含め、「理由なし」には、全く記載のないもの、理由を述べたものの自覚のないものもある。また教養コース

の期間中だから何とわからない（理一）、ものも加えた。

又、「学部選択を今とは思うか」という問いに対する回答の「なかつた」には、入学以前に持っていた興味を、より深く学び得るのに喜びを感じ、それが又将来への希望につながる（文二）、好きなことが学べる上に、周囲が比較的まじめだ（文一）、現在のところによろし、本当は生涯の終りにわかる（文三）、益々文学に愛着を覚える（文三）、メジャーの科を学ぶことも結局は同じ、自分で選んだ道だから後悔しない（文四）、などを含め、「失敗した」には、英文の能力が乏しいことを自覚して来た（文二）、もつと実務的な科目を選ばなければならぬ（理三）、自分の将来に役立たない（理二）、英文の能力がついて行けない（文三）、などを含めた。「まだわからぬ」には、まだ教養コースで専門的な科目に深入りして見ないのだからわからない（理三）、卒業して社会に出て見なければ何とも言えない（理三）、自分の実力を果してついて行けるかどうか、この頃将来のことを考えると益々わからなくなる（文三）、才能に行きつづまりを感じて来たが、努力によつてまた打開できるだろう（文四）、などを含めた。

第四表で興味深い事実が、（一）第一群や第二群のように、現在もなお「将来の進路」につきハッキリした考えをもたないもの、就職の意欲なく在学しているもの、就職を結婚までの腰掛と考えているものは、かつて入学するときから、学部選択に確固たる自覚をもつていなかったことである。これに対して、現在、「将来の進路」につき首尾一貫した考えをもっているものは、学部選択の当時からすでに、ハッキリした考えをもつものが、比較的多数だったこと、少くとも「理由なし」と答えたものは皆無に近かつたことである。（二）大学入学に際して、進路上の積極的な理由をもつ

第1表の2 立教女子学生（学部別）

卒業後の進路	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	その他	合計
就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚
結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職
生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立
結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

国字は文芸部、○の数字は理学部（但し三、四年の在籍者なし）
太字の数字は経済学部（但し四年の在籍者なし）

第1表の3 立教文芸部女子学生—学年別（教養・専門の別）

卒業後の進路	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	専攻を専攻する	その他	合計
就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚	就職せず、結婚
結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職	結婚まで一応就職
生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立	生活のため就職、結婚後も共稼ぎ、結婚を同立
結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ	結婚せず就職のみ
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

国字は教養コース（一、二年）太字は専門コース（三、四年）

比較的女子学生の多い文芸部において、学年別の差異があるかどうかを見るため、第一表の三を作成した。これによつて見ると、教養コース（第一、二年）の間は、いろいろな考え方や矛盾した回答をしていたものも、専門コース（第三、四年）に入ると、比較的に実際に即した考え方に移行して行くことを示している。すなわち、「専攻・趣味・特技を活かして」「職業と結婚の両立を図つて、共稼ぎする」（第一位）か「結婚するまでは」「一応就職して」「おこう（第二位）」という考えに集つていて、「就職せず結婚をまつ」という「結婚せず就職に専心する」という両極端が、激減し、又は皆無となつていく。「家業をつぐ」予定だった者も、両親から解放されてきている。

(8) 女子学生の職業進路——文化服装短大

文化服装短大の女子学生にも前記と同じ整理方法をあてはめて見ると、第二表の通りである。ここでは、「専攻・趣味・特技を活かして、結婚後も共稼ぎしたい」という者が圧倒的に多くて、金銭の約三分一を占めていることであり、一面において考え方の首尾は一貫しているものの、他面では、現実離れに「ささか力みすぎている感がないでもない」というのは、この学生たちは、職業コースでなく教養コースの学生なのに、第一表の三に示された立教女子学生の教養コース（第一、二年）よりも、専門コース（第三、四年）のそれに近似的に近づくところである。

或は、「自分はこうする」という考えを持たないで専攻・趣味・特技を「活かすべきだ」という一般的な規範をかりて述べたに過ぎないのかも知れない。このような考え方のものが、しかも多数（第二位）大学に進んでいるのは、驚くべきものである。この人たちにとつて、大学とは一体何なのであろうか。この点については、あとで述べる文化服装短大の学生とほぼ同じ傾向を示している、単に「教養を高めるため」に大学を選んだものと、見るほかあるまい。この点については、男子学生が、女子に対して望むところとほぼ相応している。ここには詳細な統計表を省略するが、男子

学生は、自分の将来の進路として、専攻・趣味・特技を活かしたいと念じながら、最も多数の男子が、結婚相手の女性に望むのは、「結婚までの就職に止めた」というのであり、結婚したら就職先をやめて家事に専念して欲しいというのである。同じ男子学生でも、文芸部学生は結婚と職業を両立させて共稼ぎするのを認容している者が第二位の多数であるのに対して経済学部学生と理学部学生は、結婚まで全く就職せず専ら家事に従事するのを求めているのは面白い対照である。右に述べたところを、学部別に観察すると、第一表の二の通りで、女子学生全体の傾向とは、人数の多い文芸部学生によつて支配されていることがわかる。ただ少数に過ぎて信頼度は少いけれども、経済学部と理学部の特徴を、ほぼ推量することができるとは、すなわち、

第6表の2 立教男子学生(学年別)

その選択につき どう思うか	(1) 専門を生かして			(2) 趣味特技を生かして			(3) 自己の信念によって			(4) 収入第一			(5) 家業をつぐ			1-5 群合計									
	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計					
立教男子学生	進路上の種別的な 理由を述べても 非なるし	16	5	13	34	3	1	8	7	1	1	2	4	6	—	—	6	1	—	6	7	27	7	24	58
	進路上の種別的な 理由を述べても 非なるし	17	9	21	47	4	7	11	22	9	3	9	21	—	1	—	1	2	2	1	5	32	22	42	96
	進路上の種別的な 理由を述べても 非なるし	10	2	17	29	1	6	9	16	1	—	7	8	2	1	2	5	2	—	7	9	16	9	42	67
	計	48	16	51	110	8	14	29	45	11	4	18	88	8	2	2	12	5	2	14	21	75	38	108	221
立教女子学生	進路上の種別的な 理由を述べても 非なるし	8	1	4	13	3	—	1	4	2	—	1	2	—	1	—	1	3	—	1	4	16	2	6	24
	進路上の種別的な 理由を述べても 非なるし	21	1	8	30	4	2	2	8	4	2	—	6	1	5	1	7	1	1	1	3	31	11	12	54
	進路上の種別的な 理由を述べても 非なるし	8	2	4	14	3	1	3	7	—	1	—	1	—	1	2	8	2	—	1	8	19	5	10	28
	計	37	4	16	57	10	3	6	19	6	3	—	9	1	7	3	11	6	1	3	10	60	18	28	106

「収入第一」と「家業をつぐ」の二名を除いた文化服装短大の女子学生は、第五表に見る通り、立教女子学生ほど、何らかの意味で顯著な傾向が認められないのは、教養コースのみの学校だからであろうか。なお約半数のものが「積極的な理由」を持たなかったのは、立教女子学生(三分の二)よりマンであるが、「失敗した」と感じる者が約四分の一に上るほど多いのは、考慮を要する点である。

(6) 学部選択の理由と成功——立教男子学生

男子学生が学部選択のときの考え方と、「将来の進路」に対する考え方との関係を見ると、(一)経済学部の学生(第六表の二)が「積極的な理由」を以て学部を選び、将来自分の専門を生かして進もうとする者が比



「母は美しく」の企画に当って

——未亡人問題をテーマとするNHKの連続放送——

この連続放送は、四月一日から毎週不曜日(午後一時二〇分)に放送しております。田中澄江、高橋昇之助の両脚本家をわすれず、又資料提供には全国未亡人連盟山崎しげり、杉並福祉事務所、所の茂又、山崎先生が熱心に御協力下さいました。特に山崎先生に貴重な一日をお預かり願ひ、大塚坂下町の在籍未亡人、練馬母子寮、練馬みかえり寮に御案内いただき、広範な現代の未亡人の実生活と、生々しい生活体験を伺うことが出来ました。

子供の教育の問題、住居の問題、再婚の問題、どれ一つをとっても今の日本の社会状況の中で解決を求めることは容易ではございません。しかし、この番組を通して社会に訴えたいこと、それはやはり未亡人なるが故に社会から見放され、冷遇されている現実、それを聴取者の皆さまにはつきり認識して頂きたい、そして、かうした現実に、今日も明日も又生きぬいていかねばならない母子世

出演者
泉子(主人公)
泉子(その母)
泉子(その息子)
泉子(その父)
泉子(その兄)
泉子(その弟)
泉子(その妹)
泉子(その姉)
泉子(その祖母)
泉子(その祖父)
泉子(その伯父)
泉子(その伯母)
泉子(その叔父)
泉子(その叔母)
泉子(その舅)
泉子(その姨)
泉子(その従兄)
泉子(その従弟)
泉子(その従妹)
泉子(その従姉)
泉子(その従兄)
泉子(その従弟)
泉子(その従妹)
泉子(その従姉)

第4表 立教女子学生

その選択につき どう思うか	第 1 群			第 2 群			第 3 群			第 4 群			1—4 群合計			
	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	
道を選擇するに	2	4	6	9	6	9	8	8	5	16	4	1	5	17	9	16
道路上の積極的な理由を表明した	11	8	19	88	9	4	12	25	14	5	12	31	5	3	5	18
理由なし	1	8	4	2	1	8	6	11	2				—	2	3	7
合計	13	9	26	48	14	5	21	40	22	9	18	49	9	3	6	16
	58	26	71	155												

て学部を選択した者は、その選択に対して「失敗した」と感じている者が極めて少数であるのに対し、ハッキリした考えを持たないで、単に教養を高める程度の心持で入学したものには、「このままの多数が、「失敗した」と感じながら、在学していることである。

第5表 文化服装短大女子学生

その選択につき どう思うか	第 1 群				第 2 群				第 3 群				第 4 群				1—4 群合計			
	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計	よかつた	失敗した	まだ分らない	計
学歴を重視するのには																				
道路上の積極的な理由を表 明した	2	2	1	5	2	—	3	5	7	3	4	14	2	2	2	6	13	7	10	30
理由は述べたがそれは道路 上の積極的な理由ではない	7	1	8	16	7	1	11	19	6	2	7	15	1	4	4	9	21	8	30	59
理由なし	—	2	2	4	1	2	2	5	2	—	4	6	—	6	3	9	3	10	11	24
合 計	9	5	11	25	10	3	16	29	15	5	15	35	3	12	9	24	37	25	51	113

(6) 学部選択の理由と成功——文化服装短大

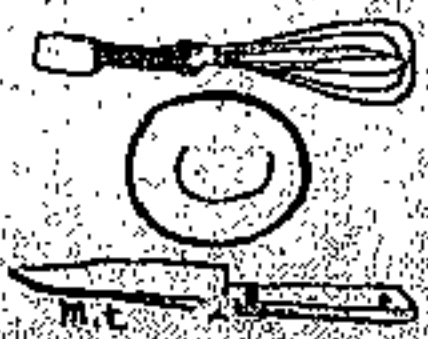
これは、学生のために重大な事実である。(一)同様、重要な事実が、「まだわからぬ」ままに横たわっている者が全体の半数に及ぶことである。

第6表の1 立教男子学生(学部別)

その選択につきどう思うか	(1) 専門を生かして			(2) 趣味特技を生かして			(3) 自己の信念によって			(4) 収入第一			(5) 家業をつぐ			1-5 群合計			
	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	よかつた	失敗した	まだ分らない	
経済学部	20	8	11	84	4	1	4	8	2	1	2	4	6	1	1	10	35	8	24
	14	1	10	25	8	2	8	8	1	2	1	8	1	1	2	2	19	6	15
	10	2	18	25	1	1	8	4	1	1	2	2	1	1	2	4	15	2	21
	計	44	6	39	84	13	4	20	20	4	4	4	14	3	5	16	69	16	80
文学部	4	3	6	18	2	1	1	8	1	1	1	2	1	1	1	1	8	6	6
	24	9	19	52	6	7	10	22	12	3	9	24	1	5	1	6	44	27	89
	8	2	8	18	8	7	9	19	1	1	5	7	1	2	2	5	14	12	31
	計	36	14	33	83	16	15	29	49	14	6	14	31	3	8	4	66	45	76

較的多いものに対して、文学部学生はむしろ「積極的な理由」をあげず、文学愛好の態度で入学し、而も将来の進路としてそれを専門としたり、或は趣味特技として進もうとする者が多く、多分に文学青年的な色彩を感じさせる。(二)経済学部学生には、積極的に学部を選んだ「よかつた」と感じるものが多く、「失敗した」と感じるものもそれほど多くないのに対して、文学部学生のように特別の才能を要する分野に、かえって教養的な立場で進学し、且つ「失敗」と感じる者が多いのも注目する。(三)学部別(第六表の二)に考察すると、実数では一見文学部に相当の差があるように見えるが、%に改めて見ると、著しい差や有意の傾向を認めるのは困難である。

立教大学教授



女世帯主の職業

婦人と年少者

戦後のけいれい運動の中に、多くの婦人が世帯の中心となつて自分の生活のみならず、家族の生活をも支えている。全国女世帯調査は、それら未亡人、離婚者、未婚者などの女世帯の生活の向上をはかるため調査されたもので、東京府内において実施した第一次調査、関東地方で実施した第二次調査に引續いて、一九五〇年十月現在で、全国規模において実施されたものである。

女世帯の種類別は、夫に死別したいわゆる未亡人の世帯は七六%、(戦争未亡人世帯一七%を含む)離婚者七%、未婚者六%で、住居や勤務の都合上、名義が単に女世帯になっているのが一〇%あつたが、これは調査対象からはぶき、四、五〇六世帯をサンプルとした。尚一九五〇年の国勢調査では女世帯は二二七万で、全世帯の一三%を占めている。

一 女世帯主はどの程度職業についているか

第1表 女世帯主の就業状況

就業状況	総数	仕事をもっている者	仕事をもっていない者			
			小計	失業	無職	
年齢別						
総数	4,566	8,328	1,178	689	589	12
15~19	18	12	1	1	—	—
20~29	250	212	85	32	6	2
30~39	1,266	1,142	90	109	15	1
40~49	1,246	994	80	173	79	6
50~59	909	675	68	189	145	16
60歳以上	819	890	48	185	294	86
不明	8	8	—	—	—	—

女世帯主の七四%は仕事についている(第一表)。この調査では、調査の前月の第一表。この調査では、調査の前月の

「か月間に、少しでも収入を目的とした仕事に従事したことのある者はすべて就業」とした。その中には内職をしたり、近所の手伝や日雇などの臨時の仕事についている者が、三分の一にも及び仕事についているとはいつても、それで生活が安定しているとはいえないものがある。

就業していない者は、仕事をもたないが就業できない失業者、就業する気持のない無職者に分れ、失業者は全体の一四%、無職者は二二%となつてゐる。

就業している者の割合は、都府県が七四%、無職者は二二%となつてゐる。就業している者の割合は、都府県が七四%、無職者は二二%となつてゐる。就業している者の割合は、都府県が七四%、無職者は二二%となつてゐる。

女世帯主の就業状況は、年齢によつて変化する。第一表によると、三〇歳代が九〇%の高率で、それにつづいて二〇歳代の八五%、四〇歳代の八〇%、五〇歳代の七五%、六〇歳代の七〇%、七〇歳代の六五%、八〇歳代の六〇%、九〇歳代の五五%、一〇〇歳代の五〇%となつてゐる。

女世帯主が職業のために働く時間は、一日四時間未満のものから一六時間にも及んでいるが、平均労働時間は八時間である。

しかしこれも職業の種類によつてその違いは大きく、給料生活者ではその大半が一日八時間労働をしてゐるが、自営業者では、八時間労働者はその二二%で、五時間から一〇時間の間に分布し、一〇時間未満が一四%という高い割合を示している。

自営業者の中では、小売店主が最も長い時間働いてゐる。内職者の労働時間は、その分布が広範囲なのが特色で、四時間未満から一〇時間の間に分散しており、家計補助的なものから、それで生計を立ててゐるものまで、内職者の立場によつて、労働時間も動いてゆく。

さて職業収入であるが、時期的なずれがあるので、同様の毎月勤労統計の全産業一か月当り現金給与額との比較でみる。女世帯主の収入は、毎勤女子の七割程度、男子と比較すると三割にすぎず、女世帯主の経済力の低さを物語つてゐる。

これは第二次の女世帯の調査(関東地方)の結果にも現れてゐる。これらの生活者か五四%で過半数を占めるが、四〇歳代では、自営業者が四六%となり、年齢が若くなるにつれて、自営業者の割合は増加し、給料生活者は少なくなつてゆく。

三 労働時間と収入
女世帯主が職業のために働く時間は、一日四時間未満のものから一六時間にも及んでいるが、平均労働時間は八時間である。

しかしこれも職業の種類によつてその違いは大きく、給料生活者ではその大半が一日八時間労働をしてゐるが、自営業者では、八時間労働者はその二二%で、五時間から一〇時間の間に分布し、一〇時間未満が一四%という高い割合を示している。

自営業者の中では、小売店主が最も長い時間働いてゐる。内職者の労働時間は、その分布が広範囲なのが特色で、四時間未満から一〇時間の間に分散しており、家計補助的なものから、それで生計を立ててゐるものまで、内職者の立場によつて、労働時間も動いてゆく。

第2表 職業分類別女世帯主数

就業者総数	8,328	100%
専門的技術的職業	226	7.0
事務的職業	6	0.5
販売業	176	5.5
製造業	497	15.0
建設業	1,249	37.0
運輸業	27	1.0
農業	598	8.0
その他	824	10.0
無職者	225	7.0

高年齢者になると、仕事をもたない者の割合は減少するが、それでも五〇歳代に二二%、六〇歳以上に一六%の仕事をもたなくてもその場を身とられない人々があつたことは見逃せない。年齢が高くなると、子供などが働きはじめると、就業の必要が少なくなつてくるのは当然といふが、他に働き手がなく、しかも仕事につけない場合、生活は何によつて支えられるだろうか。これは生活の手段において、年齢の高い層に生活保護、家族の援助による者が増加してゐるのと同様である。

高年齢者になると、仕事をもたない者の割合は減少するが、それでも五〇歳代に二二%、六〇歳以上に一六%の仕事をもたなくてもその場を身とられない人々があつたことは見逃せない。年齢が高くなると、子供などが働きはじめると、就業の必要が少なくなつてくるのは当然といふが、他に働き手がなく、しかも仕事につけない場合、生活は何によつて支えられるだろうか。これは生活の手段において、年齢の高い層に生活保護、家族の援助による者が増加してゐるのと同様である。

女世帯主の職業生活は、農業・商業・自営業者で、就業についていると思われるもの以外、結婚前の職業経験を持つてゐるものは少く、夫と死別、又は離婚して、はじめて職業についたという者も少なくない。従つて助産婦、教師、タイピストといった技能を持つ者もあるが、一般には受身の形で職業についてゐるようである。従つて女世帯主の勤労収入のみで暮らすものは僅に一五%で、家族の勤労収入、親族の援助、生活保護などいくつもの生活手段をよせあつめ、漸く一般世帯の七割にも及ばない生活水準を維持してゐる。

☆婦人参政権を要求してハンスト
エニブトの婦人参政権論者ドラ・シャフイー夫人始め同調者たち八人はカイロ市にあるエニブト新聞連盟の事務所で、三月十一日からハンストを始めた。最近エニブト革命会議が議会政治を復活すると発表したので、婦人にも参政権を与えよといふのである。ドラさんは弁護士夫人で、「ナイールの娘たち」という婦人団体の会長で、一昨年の議員に立候補したが女なので認められなかつた。またバリのソルボンヌ大学出身の彼女がカイロ大学で教職をもちうさしたら、先生には美人すぎるといつて断られた。今度のハンストは「死か、それとも婦人参政権を獲得するか」というので始められたが、ナギブ大統領から「婦人の参政権を考慮する」という確約を得て、十八日一週間の断食を中止した。

女世帯主の職業生活は、農業・商業・自営業者で、就業についていると思われるもの以外、結婚前の職業経験を持つてゐるものは少く、夫と死別、又は離婚して、はじめて職業についたという者も少なくない。従つて助産婦、教師、タイピストといった技能を持つ者もあるが、一般には受身の形で職業についてゐるようである。従つて女世帯主の勤労収入のみで暮らすものは僅に一五%で、家族の勤労収入、親族の援助、生活保護などいくつもの生活手段をよせあつめ、漸く一般世帯の七割にも及ばない生活水準を維持してゐる。

婦人と年少者

第3表 職業形態別女世帯主数

就業者総数	8,328	100%
計業者員役他	796	24.4
技術的職業	198	6.6
事務的職業	176	6.4
販売業	201	4.4
製造業	182	4.4
建設業	149	4.4
運輸業	1,788	54.3
農業	1,154	35.1
その他	456	14.5
自営業者	178	5.5
内職者	894	12.0
その他定職にない者	850	10.0

女世帯主はどんな仕事についているか
女世帯主の職業は種々あるが、(第二表)最も多いのは農業作業者の三七%で、農耕、養蚕に従事してゐる。これにつづいて製造工業作業者の一八%で、紡績、製紙、織布などの工場に、工員として働く者や、和洋裁、編物、縫製、造花などの、いわゆる内職に従事する人たちが、中でも和洋裁の内職をする者は、この約半数を占めてゐる。

小売店主や店員・行商・露天商などの販売業従事者は一五%、雑役・小使などの単純労働者一〇%、教師・保健婦・助産婦・舞踊・華道の個人教授などの専門的技術的職業は七%、理髪師・美容師・給仕人などのサービス業七%、事務従事者五%である。

さて、これらの女世帯主の職業を形態別にみると、自営業者が五四%で最も多く、ついで給料生活者の二四%で、内職者は二二%、その他定職にない者は一〇%である。(第三表)自営業者の中では、農業が最も多くて、全体の三五%に及び、これにつづいて小売店主・飲食店主を含む商業の一四%、その他助産婦や医師で、開業してゐるものなどである。給料生活者は、教師・看護婦・事務員・工員・雑役などで、そのうちでは工員・事務員がやや多い程度である。内職者は和裁・洋裁・編物・芯縫などに従事し、その他定職にない者は、日雇労働者として、或は近所の手伝や、臨時の家政婦として働くなど、一定の雇傭関係になく、これを内職者と合せると、就業者全体の二二%は、不安定な状態におかれてゐる。

これを地域別にみてゆくと、都府県では農業の占める割合が増大するので、自営業者は就業者の六三%にも上るが、これに反し大都市、その他の都市では、給料生活者がそれぞれ四五%、四二%で、都部の一六%をはるかに上廻り、対照的である。いわゆる内職者は、都市にやが多い傾向がみられる。

年齢的には、三〇歳未満までは、給料生活者が五四%で過半数を占めるが、四〇歳代では、自営業者が四六%となり、年齢が若くなるにつれて、自営業者の割合は増加し、給料生活者は少なくなつてゆく。

事業場に働く年少者の健康

など労働環境を整備するための対策。休憩時間や労働時間、等待時間などを調整して有害要因にさらされる時間を少くし、また、消費された労働力の再生産が十分に出来るような生活を送るに足る賃金を与えるなど、労働条件を調整するための対策。あるいは、心身への有害な影響を回復し、心身の健康を増進するように、つまり消費された労働力の再生産が十分に行われるように、余暇生活施設や余暇生活を合理化するための対策などに

		受診者	疾病者	罹患率
本 調 査	全労働者	7,204	1,975	19.1
	成人労働者	5,264	1,008	19.1
	年少労働者	798	100	12.6
基 準 周 査	全 産 業 (全労働者)	1,681,979	272,861	16.2
	製 造 業 (全労働者)	969,741	168,465	15.9
	炭坑 (全労働者)		8,975	28.28
婦 人 少 年 周 査	18~20歳未 満の者		585	94.98
	年 少 者		118	28.86

といふ要求から、かねて婦人少年周
 では各方面の協力をえて、防働基準法に
 基く年少防働者の禁止業務のうち、衛生
 上有害な禁止業務（注）を生産工程の中
 にもつてゐる事業場に働く年少者の防働
 条件、防働環境、余暇生活、教育状況、

件、労働時間、休暇生活など、年少労働者の生活全般に亘るが、ここでは事業場の衛生条件を最も端的に表示するとみられる疾病の状況についてのみ記すことにする。その調査の資料としたのは、各事業場の定期健康診断の結果で、前記の調査基点に最も近い時期のものを利用した。受診率は全工場平均で九二・三%、最高は電池製造業の九九・五%、最低はマツチ製造業の六九・二%であった。

(一) 病氣にかかる率
全調査事業場を綜合してみると、要給養給食数は七、二〇四人、そのうち年少者は七九三人であつて、罹病率は給食の場合約一九・一、年少者の場合が二二・一となつてゐる。

消化器系 の疾患	泌尿器系 の疾患	皮膚病 の疾患	その他	骨運 の疾患	その他	外傷及び その他
歯及 歯牙支 持組織の 疾患	その他	歯 肉及び 歯槽の 疾患	その他	関節炎 及びリウ マチ性 関節痛	その他	
0.10 — —	0.42 0.10 —	— 0.15 —	0.49 — —	0.10 — —	— 0.05 0.28	0.56 0.10 —
34.49 23.65 —	2.29 0.16 2.84	— — —	— 8.48 —	— — —	— 0.70 0.16	— — 0.47
0.8 — — 57.1 87.9 —	1.0 — — — — —	— — — — — —	0.9 — — — — —	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — —

の一四・六%の一、四〇七人である。

二 病気の種類

年少労働者と成人労働者

婦 人 と 年 少 者

結核で、罹患率〇・八%となっている。

次が皮膚及び硬性結合組織の疾患で、

重慶市第二中學

[illegible]

なるが、脚氣病性繊維に多く、トラコーマは繊維と電池製造業に限られている。脚氣の場合は、繊維の作業姿勢、遮隔地から来て密閉會生活をしているなども原因の一端とみられるかもしれない。また繊維に皮膚疾患が多いのは、年少労働者の個人調査にもみられるが、いわゆる「硫酸まげ」することも原因である。

その他循環器系の疾患が電池製造業に購器の疾患が化学繊維製造業に、また貧血というものがゴム製造業に、それぞれ同じく低い率でみられるが、それらが各産業の作業工程に伴う有害原因に由来するかどうかが、ケースが少ないので断断はできない。そしてこれはいままでのべた年少労働者の疾患のすべてについていえることかもしれない。

そこで、参考までに

ここで調査した金労働者の状態についてのべてみよう。

呼吸器系の結核の疾患——これはどの産業にも発生しているが、とくに先にも述べた印刷業に多く、五・九八％という率を示し、これは労働基準局調査による全産業の結核罹患率二・九に比べてはるかに高く、作業場環境の通気と作業姿勢、じんあいなどが原因になるとみられよう。個人調査にも、「空気が悪い」「カーボンの粉で胸を鬱々する」という年少者の訴えがある。

トラニーマー—これはマツチ製造業に多く三六・七三%になっている。これは開墾工場が瀬戸内海の島であつたことにも大きく原因しているかもしれない。

蠅虫による疾患—陶磁器工場に多く、二
八・二六％という数字がでている。ねん
土をあつかうことに原因があるかもしれ
ない。

脚氣これは鹽化製造業にもつとも多く一五六多、次が印刷業の一〇六%、それからマツチ、化粧という順になつてゐるが、年少者の訴えによれば「足が冷える」「立ち通して足がたるい」「脚氣になり易い」などというのがある。作業姿勢や生活形態と大きく關係がある。

貧血、ロム、電池、マツチ、印刷業という順で、いずれも露コンマ以下の数字であるが、これが有事物と關係があるかないか所定し得る。

神経系及び感覚器の疾患、肩、腕、足、

（一）印刷業一八・三％、電池四・〇％、マツサ三・一％は最も多く、化粧、ゴムがこれに続く。先にもいつた有害物以外にも作業姿勢などが大きな原因であらう。循環器系の疾患―印刷二・八％、電池一・五％、次いでゴム・化粧となつてゐる。これは鉛などとの関係があるかもしれない。

呼吸器系の疾患―電池四・三％、化粧一・九％、印刷二・九％、次にゴムとなつてゐる。有害要因との関係がみられるように思われる。

歯牙の疾患―これは先にも述べた通り金労働者の場合をみても、鉛との関係が密接のようである。

骨及び運動器の疾患―これは印刷・化粧、陶器などにあるが、作業姿勢と密接づくかもしれない。

（三）

以上、年少者のケースが少くて連断はできないが、有害要因を多く含んだ事業場の年少者は、すでに若くからそれによる影響をうけようとし、あるいは明確にうけてゐると認められるものもある。それからみてこういう種類の職業における年少労働保護の現状は、あきらかに十分とはいえない。将来の労働力の保全育成のために、また人道主義的立場から、労働にこいういう職業においては、年少労働者をめぐる事業場の安全管理が、さらに必要とされるは付れはたらない。

第八回全国児童福祉大会開催について

全国児童福祉大会は毎年、厚生省、全国社会福祉協議会連合会等の主催と関係各省、各団体、報道機関等の後援あるいは協賛のもとに開かれてきましたが、本年はその八回目の大会が、千二百名の参加者によつて五月十七日から三日間に亘つて、仙台中で開催されます。

大会は児童の福祉を積極的に進展させるために、社会一般に対して、児童福祉に関する啓発活動を行うと同時に各種の問題を解決する方策を確立させようという趣旨で行われます。また大会は六つの部会に分れて、それぞれ協議を行いあるいは研究、事例の発表を行います。部会の協議事項、研究並びに事例発表事項の範圍は概ね次のとおりです。

第一部会 児童福祉法制の改善整備、児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉司その他行政機構の改善整備、児童福祉行政に関する諸問題

第二部会 保育所の運営管理、従事者の養成訓練等に関する諸問題

第三部会 養護施設、救護院、盲児、ろう病児等々の運営管理、従事者の養成訓練等に関する問題

第四部会 乳児院、産前施設、助産施設等の運営管理、従事者の養成訓練、各種保健指導等母子衛生に関する問題

第五部会 母子福祉法制、母子相談員、母子互助組織、母子寮の運営管理その他母子福祉に関する問題

第六部会 児童厚生施設、母親クラブ、子供クラブ等の運営管理、児童文化、児童の環境改善、不良化防止、人形売買、ケイスワックその他地域福祉に関する諸問題。

☆現場への進出めだつ中卒者の就職

東京都新宿公共職業安定所の二十八年度中卒者の就職状況についてよめめだつところによると、就職率はほぼ百%で、今年の特色は男子就職者の九〇%が夜間高校への進学を希望していること、事務系統への就職をあきらめて積極的に現場に出てゆこうとするのが目立っている。給与は昨年より五百円上り平均月収五千円、最高六千四百円、

最低四千五百円、職種別就職状況をみると、一般事務四二(安三〇)給仕四八(安三三)販売交換卒六、店員一七二(安九八)食糧品工藝五七(安一八)製糸紡績三三(安二八)ヤシ工一八(安一七)印刷製本七六(安一七)化粧品調製二〇三(安六五)金風加工三六三(安二二)染色一〇一(安九七)印刷者修理二〇(月の砂)その他七〇(安四七)計一、四七五(安七五五)となっている。

四一七名就職

派出看護婦として働く未

派出所看護婦労働実態調査から



派出看護婦として
 —— 派出看護婦労働実態調査 ——

派出看護婦は、婦
 人の適職の一つとさ
 れていますが、これ
 が労働基準法による
 保護の枠外にあるこ
 とや、また家事使用
 人としての性格をお
 びていることから、
 種々の問題をひそめ
 ているにも拘らず、

これまでその実情があきらかにされてい
 ませんでした。

人、同じく求人数数は五、六、七人でありました。この調査結果にあらわれた中から、派出看護婦として求亡人がどれだけ働いているかを配偶関係についてみると、配偶者と死別していない、いわゆる、求亡人は四、一、五ふくまれていて、著しく多いことが注目されます。なお、未婚者は五〇％で半数を占め、有配偶者はわずかに九％となつています。

また、この調査で家計の主な支持者となつてゐるものは七〇％で、このことは、いづれ看護婦として働く婦人の中に、いわゆる求亡人の割合が多いことと必然的に一致しているとみられます。なお、子女をもつてゐる母親は三三％、その中一六歳未満の子女を扶養してゐるものはその半数以上となつてゐます。

この調査から明白に出される問題点はい
る。あるあります。特に子女を扶養する
未亡人にとつては、その勤務が派遣先
に住込む場合が多いことなど、困難な問題
となつてはいます。しかし一方、現下の
経済状態の下にあつて、女手で扶養家族
ことに幼い子女を抱えて生計を支えてゆ
く生活は、極めて困難な中にあつても、
看護婦という資格と技能を身につけてい

小きな家庭の必需
品、マツタの製造工
場人工業所には、二
百人の従業員が働い
ています。その大
○%は婦人です。

人のかかなり多数あることの真相をりかゝ
るため、職業人として自立してゐる未
亡人の頭取、外箱の側葉の調合などに比し、

一般に、職業に必要な技能をもたず、
年齢も比較的若いなどのハンデリキャッ
プのために、就職の機会が少い未亡人を
職業人として自立できるようにさせるた
めの、職業対策に、この調査結果は一つ
の示唆を与えるものと云ふまじらう。

す板を選別したり、揃えたりする仕事を
婦人がしています。

この軸木は天日で乾燥させますが、こ
れは男子がしています。

マツタの小箱製造部では、軸木の漂白

あるマッチ工場に働いて

 いた
 ちた人亡未る



小さな家庭の必需品、マツチの製造工場に入業所には、二百人の従業員が働いていますが、その大○%は婦人です。しかもこの工場では八○%が四○歳以上の高年齢の婦人で、五○歳以上の未に入等は二十人います。工場はマツチの軸木製造部と小箱製造部にわかれていきます。

この軸木は天日で乾燥させますが、これは男子がしています。マツチの小箱製造部では、軸木の漂白、刷の頭染、外箱の側染の調合などには、男子が当つていますが、そのほかの工程には、殆んどどの部分にも女子が働いています。

軸木の頭に薬品をつけるまでの工程は、かなりの手間がかかります。たゞさんの軸木を一本々々揃えることはできませんので、一度に揃えて頭染をつけるように配列するまでには、軸揃、軸列、整軸など、マツチ製造に特殊な器具や機械

そこで婦人少年局では、昭和三十六年五月、その保護対策をはかるための資料を得る目的で、実態調査を行いました。

この調査の範圍は、派出看護婦登録者数の最も多いものの中から、大都市、中都市にわけて二〇都府県（群馬、千葉、東京、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、愛媛、福岡）をえらび、各県において、安定所三、委託業四、私営紹介所二、を選定して、紹介機関、調査時において病院及び家庭に派遣されていた派出看護婦、同じく派遣先である求人者について調査しました。（婦人労働資料第九号派出看護婦の実情参照）

回答のあつた派出看護婦数は六三三

高い年齢層に多く、二五歳以上三五歳までが三八・八％、三五歳以上五〇歳までが四一％となつています。収入の点からみますと、平均収入月額（調査時、昭和二十六年四月、平均、稼働日数二四・四日）は六、一五円で食費は殆んどが派遣先負担となつています。大休五、〇〇〇円から八、〇〇〇円が最も多く五五％を占めています。

また、派遣看護婦は、その経験年数の長いことがその特徴としてあげられます。即ち、五年以上十年未満が三五％、十年以上二十年未満が五八％となつていて、これは上記の年齢の高い特徴と一致

あるマッチ工



ハ〇%が四〇歳以上の
の青年の婦人で、
三〇歳以上の未亡人
等は二十人います。
工場はマッチの軸
木製造部と小箱製造
部にわかれていま
す。

軸木製造部では、白楊樹、泥樹、楠樹の
丸太が軸木の長さに裁断され、蒸したあ
とで、大根のかつらむきのように薄くは
がれ、細くきざまれて、みるみるうちに
軸木の山ができていきます。この工程は
すべて機械がしています。ほかれたる

には、殆んどどの部分にも女子が働いて
います。

軸木の頭に薬品をつけるまでの工程
は、かなりの手間がかかります。たぐさ
んの軸木を一本々々揃えることはできま
せんので、一度に揃えて頭薬をつけるよ
うに配列するまでには、軸揃、軸列、整
軸など、マッチ製造に特殊な器具や機械
が使われるわけですが、これは殆んど男
女同じ仕事をしています。頭薬浸点、乾
燥にも半数の婦人がいますが、仕上げ部
門では、四十人ばかりの、未亡人をよく
めた青年の婦人がベラリとならんで、
素晴らしい早さで仕事をしています。仕上

亡く入は五十一歳の箱館工ですが、今でこそ、長女も二十三歳になつて働いていてくれるので、やつと一息ついてゐるが、八年前、夫が病死したときは、四人の小さい子供を抱えて大変だつた。けれども、夫の職場で、下働きに使つてもらつたおかげで、生活保護とあわせて何とか息所をしのいだといつてゐます。

—でもしみ／＼考へることは、女もなに
か腕に轡をもつことだ——とみんな迷憤
ています。そこで、子供たちは女のすも
くらしに困らないように、なにか修業さ
せるつもりで、まだ／＼私たちは働かな
ければと、母親たちは、年齢のわりに元
氣よく唄りまわっています。

この工場では、仲間が生涯にとどまる場所の人があつていました。

よう」と決定した。

二日 労働省婦人少年局に火災があり、

五日 参議院議員市川房枝、長谷部ひろの二氏は「連座制強化」を中心とする公職選挙法一部改正案を参議院に提案した。

六日 労働省婦人少年局婦人課長長補佐
高橋辰子氏は国際連合の技術援助計画
の一つである社会福祉のための研究費
の支給をうけ、「婦人及び家族の福祉
に関する研究」のため、約四か月の予
定で渡英した。

八曰 総評各労組の婦人部及び婦人団体連合会、婦人有権者同盟、キリスト教婦人矯風会等の各種婦人団体では、本

年より三月八日の国際婦人デーから四月十日——十六日の婦人週間までを続けて、婦人月間とすることになった。

今年のスローガンは「すべての婦人

は競争に反対し、平和憲法を守りま
よう」と決定した。

東京神田の教育会館では婦人団体
会合等の主催で「国際婦人デー中央
会」が行われた。

なお、国際民主婦人連盟執行委員
は、婦人団体連合会会長にあつて「国
婦人デーにあつて、婦人の完全な
権利の確保、子供達の幸福及び世界の
平和を謀んでいるあらゆる婦人たちの
情と団結を裏配するまたとなき日と
するため、全世界の婦人にこのよびか
をする」という趣旨のメッセージを
せた。

日「上村松園賞」(女流國家を對象
の第四回受賞者は日本美術院同人小
遊亀氏)二十八年度院展出品「〇夫
像」に決定した。

一日 第六回女流文學者賞は岡地文
氏(二十八八年十二月中央公論)「ひも
い月日」に決定した。

二日 緊縮予算の結果、教育予算が
四になり整理のために女教員の停年
男子よりも十歳近く低くしたり夫と
嫁ぎの女教員に辭職が勧告されると
るが出て来、とくに栃木県では著しく
婦人団体も働く婦人の権利を奪うも
として動き始めた。

三日 衆議院法務委員會で神近市子
員が大倉鉄造大臣に冤罪問題の対策
つき質問を行い、法相は「冤罪問題
衆議院會で慎重に討論中であり、昭

きひは、なかにしきりよが、西田が、足知れ

内職をしてゐる家庭は、戦前よりも多いのではないかとさえてゐれています。そのため、内職の問題は各方面から関心をもちたてていますが、その総合的な調査はまだ殆ど見られない状態なので、婦人少年労働業安定局と協力して、今年三月東京都区内の普通住宅の約一割に当る、八、五〇〇世帯を抽出して、家庭訪問による内職調査を行いました。この調査の実施には、主婦連合会、東京地域婦人団体連盟、日本婦人有権者同盟、東京友の会、大婦人協会、全国未亡人協議会の会員の方々が協力して下さいました。

先ず、内職をやつてゐる人は、家庭の主婦が圧倒的に多く、年齢的には三〇歳合の人が多いようです。内職をはじめた動機は殆どが一家の収入が少いので、それを補うためです。仕事の種類は、和装洋装、綿物をはじめ、毛糸手袋の刺繍、電球の部分編作り、ブラシの毛の植込、玩具の部分品組立、袋作り、落花生の皮むきなど、多種類にわたつてゐます。一日の収入も、労働時間や工賃の量個によつて三〇両位から一〇〇両前後位までまちまちです。では、一か月に何回位内職をするかを見ますと、一五日から

一日に「家庭内職」といつても千萬元別ですが、今度の調査では、一市、物の製造、加工の仕事、即ち、いわゆる「手内職」に限つて調査を行いました。そのため、内職に家政婦をしているとか、お花を数えているとか、小売店を開いているとかいうようなものは含まれていません。従つてこの調査では、いわゆる「内職」の金儲けを知るわけにはいきませんが、これかまともれば、内職の大部分を占めているといわれる「手内職」を知つて

二〇一位の人が多いようですが、中には一か月の申、一日も休まず仕事をしてくれる人もあります。内職による一日の収を、一日の労働時間で割つて、假使二二七四位から、一〇四、一五五、二〇五、七四位から、これを、労働者毎月労働計調査による昨年十月の製造業に就ける女子労働者の一時間当り賃金三七四比へると、この予備調査の例の方がかなり低くなつていきます。

いる世帯が、町会管内に何軒位あるか、二十一年の次員会議決案は取消す方針に決した」旨を答えた。

市川野矢及び黒尾元氏らを招いて「婦人の自衛と在り方」について懇話

十三日 参議院法務委員会で大憲法部大臣は「現行民法ならびに商法はいづれもと実情にそわない点があるので、法制審議会ではかつてこれを改正したい」旨聲明した。

を付けた。

二十五日 第二回「農家生活改善発表会」が農林省主催で開かれた。又この行事の一として「生活工場展」も農林省内に於いて催された。

十五日 全国地域婦人団体連絡協議会
は、公職選挙法における「近慮制喰化」
の実現をのぞむ十三万人の署名集しも
つて開会に陳情した。

十六日 衆参婦人議員団では就獄問題等

二十五日 第六回婦人盟開行事として、
 柳省とN君其他による金國婦人會
 の出席者六十名が決定した。
 二十七日 婦人矯風會を骨幹として金國
 に性道體確立の啓蒙事業をはじめよる

のおとつてゐる国会の在り方に深い反省をして、「綱紀粛正、連座制強化に關する申合せ」を行い、各方面に説明を發表した。

と「純潔救国運動」が展開されることになり、まず五十万といわれる売春婦や基地周辺の学童達の指導に重点が置かれ、その運動の資金として七千万円

十七日 全国日雇婦人協議会は、婦人月間の行事として午前十一時から衆議院第一議員会館で「私たちの現状と要求」について懇談した。

十七日 虎野問題対策協議会第四回会合

の募金が計開され、小泉信三、松本孝治、瀧田江次、島田孝一、安倍能成、中山伊知郎氏らが積極的に協力して、早急に募金を開始することになった。

が法務省会館室において開かれた。
十七、八日 主婦連合会は十七日(新橋)
十八日(渋谷)の両日電気料金値上げ
反対の署名運動を行つた。

ヨークにおいて五日間にわたる日本舞踊の公演を行つた。

三十一日 虎春問題対策協議会の第五回会合が法務省会議室において開かれた。

二十日 婦人経済連盟では、婦人の実力を高めるため「新女性運動」を展開することになり、その一行事として東京

だ。

◆ 本会に寄贈された出版物

会館において午後二時より懇談会を開き、婦人少年局長藤田たき、評論家村岡花子、医学博士山本杉、NHK婦人課長江上フジ、都会議員村上ヒデ、都

めばえ（季刊）（婦人団体文化の会）
看護業務調査資料（1）（東京都衛生局看護課）
婦人有権者（日本婦人有権者同盟）
労働展望（熊本県労働資料館蔵）

[illegible]

○勞働大臣に就任

女子年少者勞勩甚多

婦人少年問題審議會では二月十六日に東京 Y. W. C. A. で開催した總會の結果「女子年少者労働基準規則の改正について」次のような建議書を労働大臣に提出することに決り、三月十日に平林会長より大臣に提出された。

女子年少者労働基準規則改正について
婦人少年問題審議会は、女子年少者労働基準規則改正にあつて、左記の点について特に御座意をいたしたく御願ひ致します。

婦人少年問題審議會 會長
勞働大臣殿

女子年少者労働基準規則を改正されるにあつては、法の趣旨に則り、年少者に対してはその肉体的並に精神的発達を保障するための保護と、女子に対してはその心身の健康の保護と、同時に職業的地位の保護との、各目的を達する上に遺漏のないように、少なくとも現行規則に定められてある點から後退することのないように留意せられた

○來亡人等の職業調査

労働省婦人少年局では、求亡人等の職業対策の一環として、求亡人の職業調査を、特に雇用

、特に左の点に關して應知た
御座るが如いす。

はよいこそであるが、それがために使用者、児童自身並びにその親権者等をして、年少児童労働の保護そのものを監視させたり、その雇用あるいは労働条件等についての各県の反省批判あるいは注意を鈍らせるような結果とならないようにすること。

使用禁止業務の範圍の決定については、同一業務の内容に企業の経営規模あるいは施設設備の條件によつて甚しく差異があるものであつて、かつ、女子及び年少者の使用されるところにその條件の劣悪なものが多い傾向のある点に注意して、業務の種類のみならずその條件をひろく考慮すること。

女子の深夜業については、余人をもつて代償させ得る業務と、然らざる業務との判定にあつてあらゆる角度からこれを考察し、経営上の利便よりも、あくまで女子労働者の保護の徹底と、同時にその職業的地位の確保との見地からこれを決定すること。以上

これは、未亡人が安定した職業につくことができるような施策をたてるための手がかりを、するために、行なうもので、一家の経済をにない、子供の教育にも責任を持つ年配の婦人たちが、現在、(1)華樂界のこんな方面に、(2)どの様な条件で雇用されているか、(3)その雇用をばびみ、職業人となるのをさまたげるものであるとすればそれは何かなど、を明らかにしようとするものです。

今回の調査では、さしあたり対象を三〇人以上の規模の製造工場にしほりましたが、職業教育をうける機会のなかつた婦人が比較的人りやすいこと、一応近代的企业の形態をなえ、法の保護をうけることができる分野での実情をさらえようといふべらいます。

○婦人少年問題についての
懇談会

婦人少年局では去る三月十九日午後、参議院会館第二会議室で衆参婦人議員、婦人少年問題審議会委員、その他有識者多数出席のもとに、当面する婦人少年問題について懇談会を開き、活発な話し合が行われました。

また三月二十九日の午後は、リーダーズガイジエスト社において婦人記者及び関係報道機関

女子の就業者と完全失業者 (1958 年 12 月)

業 別		女 子	男 子	男女計中 に占める 女子割合	女子雇用 率の産業 別構成率	女子の前 年同期と の比較
		千人	千人	%		千人
総 数		15,620	28,490	40		- 420
就 業 者	自 営 業 者	2,880	8,040	28		- 90
	家 族 従 業 者	8,880	4,090	68		- 170
	雇 用 者	4,250	11,170	28	100 %	- 110
	農 林 業	190	450	30	4.5	+ 80
	漁業及び水産養殖業	10*	210	5	0.2	- 10*
	鉱 業	50*	510	9	1.2	- 80*
	建 設 業	240	1,210	17	5.6	+ 100
	製 造 業	1,420	8,480	29	88.4	- 220
	卸売、小売、金融、 保険、不動産業	890	1,610	36	20.9	+ 80
	運輸、通信その他の 公益事業	240	1,550	18	5.6	0
省	サ ー ビ ス 業	1,020	1,210	46	24.0	- 60
	公 務	180	1,000	15	4.2	- 20
完 全 失 業 者		120	190	89		- 100

一人一カ月平均現金給与総額
(1953 年 9 月)

産 業 別	女子	男子	男に對する女子の割合
総 数	14,357	32,946	48%
鉱 業	11,523	24,226	48
製 造 業	12,492	32,119	39
絹 糸 及 び 小 売 業	15,848	38,622	41
金 融 及 び 保 險 業	22,127	48,809	46
運輸通信及 その他の公益 事業	21,596	34,716	62
建 設 業	9,281	19,987	47

(註) 1) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計率を乗じたものの
千位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数欄の数字はそ
の内訳の合計に必ずしも一致しない。
2) * 即ち脱落率が大きい。
—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部調—

○記者四十人出席のうちに同工婦人少年問題についての報告会がなされた。

○人事移動
 ●宮崎労働基準局長に榮転
 長岡 寛
 (婦人少年局長書記に就任)
 婦人少年局長書記に就任
 笹口 孝三
 (鹿野島興職安定課長)
 ●岩手婦人少年室長を辞任
 田村 綾子
 ●山口婦人少年室長を辞任
 大久保さわ子
 ●岩手婦人少年室長に就任
 足立 嘉美子
 (婦人少年局婦人労働課勤務)
 ●山口婦人少年室長に就任
 山根 澄子
 (島根婦人少年室長)
 ●島根婦人少年室長に就任
 勝部 敏子
 (島根労働基準局勤務)
 〓 ころんになりましたか 〓

○ペンフレンド No. 17
 生活のしかた
 一 働く人々の家庭を明るく
 ●婦人関係資料シリーズ
 国際資料 No. 5
 米・ムメ・カシの経済的寄与
 ●婦人関係資料シリーズ
 一般資料 No. 13
 日本経済と家計
 ●婦人関係資料シリーズ
 参考資料 No. 28
 婦人の経済活動に関する統計資料

英

語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電山手線高田馬場駅前

東京都新宿区諏訪町243